

重 要

返 還 の て び き

平成25年度（2013年度）

—平成25年9月から平成26年8月(予定)貸与終了者—

奨学金の返還

—後輩に希望をつなぐ「バトン」です。—

- ・返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ・奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。

スカラネット・パーソナルから届・願出ができます

スカラネット・パーソナル（スカラネットPS）とは、あなたの奨学金に関する情報（返還総額（元金）、返還残回数、現在請求金額、金融機関情報、保証情報等）の閲覧や、転居等の届出、奨学金返還期限猶予願等の願出用紙の作成・印刷ができるインターネットを利用した情報システムです。

登録方法やサービスの詳細などについては、
59ページをご覧ください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目 次

I 奨学金の返還

1. 奨学金の返還方法	1
(1) 割賦方法	1
(2) 口座振替日	1
(3) 返還期間(回数)	1
(4) 割賦金	2
2. リレー口座による返還	2
(1) 加入手続	2
(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ	3
(3) 振替案内	3
(4) リレー口座の変更	3
(5) 返還完了通知	3
3. 住所・電話番号等の変更, 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)の変更	3
(1) スカラネット・パーソナルによる本人の転居・改姓・勤務先等の変更	3
(2) 転居・改氏名・勤務先(変更)届(電話番号変更を含む)	3
(3) 連帯保証人変更届, 保証人変更届	4
(4) 本人以外の連絡先(機関保証)変更届	4
4. 繰上返還	4
5. 返還期間(回数)の変更	5
6. 外国に在留している期間の返還	5
(1) 外国送金の留意点	5
(2) 外国から送金する場合の金融機関	5
7. 学校からのお知らせ	6
8. 返還金の延滞	6
(1) 延滞金	6
(2) 督促	6
(3) 個人信用情報機関への登録	6
(4) 法的処理	7
(5) 代位弁済の請求と実行	7
9. 在学猶予(大学, 大学院, 高等専門学校, 専修学校に在学している場合)	7
10. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予	8
(1) 減額返還(約束どおりの返還は困難であるが半額ならば返還できる場合)	8
(2) 一般猶予(災害, 傷病, 経済困難, 失業などの事情で返還が困難な場合)	9
(3) 所得連動返還型無利子奨学金の猶予	10
11. 返還の免除	11
(1) 死亡による免除	11
(2) 精神もしくは身体の障害による免除	11
(3) 特に優れた業績による返還免除	11
資料1 奨学金の返還を延滞した場合	12
資料2 リレー口座加入申込書の記入例	13
資料3 個人信用情報機関への登録の流れ	15
資料4 減額返還の主な証明書一覧	16
資料5 返還期限猶予の証明書一覧	17
資料6 所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予の証明書一覧	19

II 機関保証制度に加入している方へ

1. 機関保証制度加入者の返還	20
2. 奨学金の返還を延滞した場合	20
3. 保証料の返戻	20

III 第一種奨学金の貸与を受けた方へ

1. 返還期間(回数)と割賦金	21
(1) 月賦返還	21
(2) 併用返還	21
(3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合	21

2. 延滞金	21
(1) 平成 17 年 4 月以降に奨学生に採用された方	21
(2) 平成 17 年 3 月以前に奨学生に採用された方	21
3. 返還金の充当順位	21
4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除	22
(1) 特に優れた業績による返還免除とは	22
(2) 具体的な評価項目	22
(3) 返還免除を願い出る前に	22
(4) 返還免除の願出と認定	22
(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合（全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還	22
(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予	22
5. 報奨金	22
IV 第二種奨学金の貸与を受けた方へ	
1. 返還期間（回数）	23
(1) 月賦返還	23
(2) 併用返還	23
(3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合	23
2. 割賦金	23
3. 利息と利率	24
(1) 平成 19 年 3 月以前に奨学生に採用された方	24
(2) 平成 19 年 4 月以降に奨学生に採用された方	24
4. 延滞金	25
5. 返還金の充当順位	25
V 返還誓約書の記入と提出（平成 22 年 3 月以前採用者）	
1. 返還誓約書の記入	26
(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件	26
(2) 親権者・未成年後見人	26
(3) 人的保証から機関保証への変更	26
2. 返還誓約書の提出	27
3. 返還誓約書記入例	28
(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	28
(2) 第一種奨学金 機関保証の場合	31
(3) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	34
(4) 第二種奨学金 機関保証の場合	37
VI 貸与奨学金返還確認票の確認（平成 22 年 4 月以降採用者）	
1. 内容の確認	40
2. 内容の変更	40
3. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出	40
VII 各種願出用紙	
○ 返還保証書	44
○ 転居・改氏名・勤務先（変更）届	45
○ 連帯保証人変更届	46
○ 保証人変更届	47
○ 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	48
○ 線上返還申込書	49
○ 奨学金返還期間変更願	50
○ 在学届	51
○ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願	53
○ 在学期間短縮届	57
○ 奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願	58
機構からの情報提供について	59
寄附金募集のご案内	60
お問い合わせ先について	裏表紙

I 奨学金の返還

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、必ず返還する義務があります。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与するしくみとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障をきたすこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

1. 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という）の2種類があります。

ア. 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。

イ. 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を、月賦分は毎月、半年賦分は6か月ごと（1月と7月）に引き落とします。

割賦方法は返還誓約書で選択します。返還しやすい方法を選択してください。全額繰上返還を希望する場合でも選択してください。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 口座振替日

振替（引落とし）日は次のとおりです。

返還方法		1回目の振替日	2回目以降
月賦返還		借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
併用返還	月賦分	借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
	半年賦分	借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または7月のいずれか早い月の27日	1月および7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

平成26年3月満期者の場合、月賦返還および併用返還の月賦分の第1回目は平成26年10月27日です。また、併用返還の半年賦分の第1回目は平成27年1月27日です。

(3) 返還期間（回数）

貸与総額（借用金額）および割賦方法に応じて決まります。

ア. 月賦返還……貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の12倍の回数となります。

イ. 併用返還……月賦分の返還回数は上記アと同じです。

半年賦分の返還回数は貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数となります。

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円～1,500,000円以下	110,000円
200,001円～400,000円以下	40,000円	1,500,001円～1,700,000円以下	120,000円
400,001円～500,000円以下	50,000円	1,700,001円～1,900,000円以下	130,000円
500,001円～600,000円以下	60,000円	1,900,001円～2,100,000円以下	140,000円
600,001円～700,000円以下	70,000円	2,100,001円～2,300,000円以下	150,000円
700,001円～900,000円以下	80,000円	2,300,001円～2,500,000円以下	160,000円
900,001円～1,100,000円以下	90,000円	2,500,001円～3,400,000円以下	170,000円
1,100,001円～1,300,000円以下	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

(4) 割賦金

第一種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により貸与総額を均等に返還します。

第二種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により元利均等で返還します。

詳しくは、第一種奨学金については 21 頁、第二種奨学金については 23 頁をご覧ください。

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。返還を迅速、確実に行うことができます。

奨学生が卒業後に返還するお金が次の世代の奨学金として使われ、先輩から後輩へ奨学金がリレーされていくことから、機構では口座振替による返還方法および返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。必ず全員が加入しなければなりません。

(1) 加入手続

貸与終了時（3 月満期者は学校が指示する期日まで）に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続を行い、金融機関から受け取ったリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。なお、これから返還誓約書を学校に提出する方（平成 22 年 3 月以前採用者）は、返還誓約書に添付して提出してください。

〔取扱金融機関〕

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫

※ 信用組合、農業協同組合、外国銀行、インターネット專業銀行（楽天銀行、住信 S B I ネット銀行等）、その他一部銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）では取り扱っていません。

加入手続は、以下のようになります。記入例については 13 頁の **資料 2** を参照してください。

ア. 「リレー口座加入申込書」（「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」）によって、**金融機関の窓口**で加入手続をします。その際、申込用紙には今回貸与終了する奨学生番号を記入してください（併用貸与の場合は第一種奨学金、第二種奨学金のどちらか一方の手続で、両方の奨学金の口座加入申込となります）。

イ. 金融機関から様式 3 の「**預・貯金者控**」のみを受け取ってください（申込書は 3 枚複写になっています。1 枚目の様式 1 は金融機関用、2 枚目の様式 2 は金融機関から機構に送付されます）。なお、その際に、**取扱店の受付印**が押されていることを確認してください。

ウ. 口座振替の手数料は無料です。

エ. 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。ただし、「リレー口座加入申込書」で改めて加入手続をする必要があります。

※ 「リレー口座加入申込書」に注意事項が記載されていますので、ご参照ください。

【リレー口座加入申込書の記入上の注意】

① 13 頁の **資料 2**，または「リレー口座加入申込書」裏面の記入例にしたがって記入してください。

② 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申込ができます。ただし、奨学金は奨学生本人に貸与されていますので、奨学生本人が機構に対して返還する義務を負っています。したがって、延滞があった場合には、奨学生本人に対して督促等が行われます。

③ 共通記入欄は必須項目です。奨学生番号・生年月日等の記入漏れののないようご注意ください。郵便番号の記入漏れは通知未着の原因になります。また、住所は、貸与終了後に郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。

④ 勤務先が決まっている場合は、「リレー口座加入申込書」に必ず記入してください。なお、加入手続後に勤務先が決まった場合は、スカラネット・パーソナル（59 頁参照）または「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は 45 頁）により必ず届け出てください。

- ⑤ 「リレー口座加入申込書」には今回貸与終了する奨学生番号を記入してください（併用貸与の場合は第二種奨学金の奨学生番号を記入してください）。他の奨学生番号をお持ちで、既にリレー口座に加入している場合も、今回貸与終了する奨学金について加入手続きをしてください（既に加している口座の名義人氏名と今回申込む口座の名義人氏名が同一の場合は、リレー口座は今回の加入手続きに統一されます）。

※別口座や名義人氏名の異なる口座からの返還を希望する場合は、ナビダイヤル（裏表紙参照）まで電話でお問い合わせ下さい。

(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします（3月満期者には機構に登録された住所に8月上旬頃送付します）。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

※ 第二種奨学金の貸与を受けた方は、確定した借用年利率をあわせてお知らせします。

※ 人的保証の場合は、別途連帯保証人および保証人宛に「返還についてのお知らせ」を送付します。

(3) 振替案内

原則として毎年1回（月賦返還は5月、併用返還は7月）、返還残額（第二種奨学金の場合は残元金、約定残利息）と次回振替額等を記した「振替案内」を、機構に登録された住所に送付します。

(4) リレー口座の変更

金融機関、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続きを行ってください。申込用紙は機構のホームページから請求してください。ホームページからの請求が困難な場合は、ナビダイヤル（裏表紙参照）または機構（43頁参照）に請求してください。金融機関での手続後、新口座からの振替月日を「振替開始のお知らせ」で通知します。

なお、新口座への変更は金融機関の窓口で手続後1～2か月程度かかります。新口座からの振替が開始されるまでは旧口座から引き落とししますので解約をしないでください。

(5) 返還完了通知

返還が完了したときは「返還完了通知」を本人宛に送付します。

3. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかに必ず届け出てください。届出がない場合、機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利なことも生じます。

(1) スカラネット・パーソナルによる本人の転居・改姓・勤務先等の変更

本人の転居・改姓・勤務先等の変更についての届出は、スカラネット・パーソナルで行ってください（59頁参照）。

(2) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む）[様式は45頁]

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の氏名、住所、電話番号、勤務先等に変更があった場合に用います（本人についても、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」による変更ができます）。

変更する対象者（例えば、連帯保証人の住所変更届出の場合は連帯保証人）に○をつけて、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください（提出先は43頁参照）。また、変更の届出はナビダイヤル（裏表紙参照）でも受け付けます。

変更する対象者が複数（本人と連帯保証人、本人と本人以外の連絡先（機関保証）等）の場合は、それぞれの分を作成して提出してください。

(注)「転居・改氏名・勤務先（変更）届」では口座名義の変更はできません。金融機関に名義変更を届出のうえ、ナビダイヤルまたは郵便・FAXで機構へ連絡してください。

(3) 連帯保証人変更届, 保証人変更届 [様式は 46, 47 頁]

連帯保証人, 保証人の死亡等で, 別の人に変更する場合に用います。速やかに郵送で届け出て下さい (提出先は 43 頁参照)。

ア. 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる人が自署・押印し, 印鑑登録証明書および収入に関する証明書 (源泉徴収票, 市区町村発行の所得証明書等) を添付してください。

イ. 保証人を変更する場合

新たに保証人となる人が自署・押印をし, 印鑑登録証明書を添付してください。

ウ. 4 親等以内の親族でない人を連帯保証人, 保証人にする場合

上記ア, イの他に, 奨学生番号ごとに「返還保証書」(様式は 44 頁) および資産等の状況を証明する書類 (源泉徴収票, 預貯金残高証明書, 登記簿謄本写し等) を提出してください。

(4) 本人以外の連絡先 (機関保証) 変更届 [様式は 48 頁]

機関保証制度加入者が届け出てある本人以外の連絡先を別の人に変更する場合に用います。速やかに郵送で届け出て下さい (提出先は 43 頁参照)。届け出てある人の住所等に変更があった場合は, この様式ではなく, (2) の様式を使用してください。

4. 繰上返還

全額または一部を繰上返還することができます。希望するときは, 繰上返還を希望する月の振替日の 1 か月前までに, 何回分を返還するのか, ナビダイヤル (裏表紙参照) に連絡してください。郵送, FAX で申し込む場合は, 機構所定の「繰上返還申込書」(様式は 49 頁) に必要な項目を記入して提出してください。

ナビダイヤルで受付後または「繰上返還申込書」を受付後, あらためて振替日に引き落とされる金額を, 振替月の中旬頃に「繰上返還通知」で連絡します。振替月の中旬頃になっても機構から「繰上返還通知」が届かない場合はナビダイヤルにお問い合わせください。

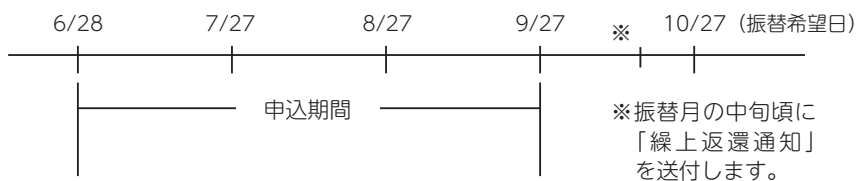
一部繰上返還をした場合は, 繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりです。

なお, 第二種奨学金については, 繰上返還をした場合, その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし, 繰上返還をしても据置期間利息 (23 頁参照) はかかります。

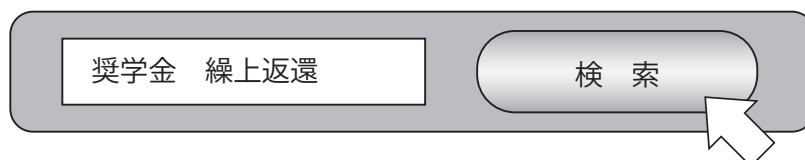
【繰上返還における注意事項】

- ① 返還誓約書に繰上返還希望の旨を記入または繰上返還申込書を添付しても繰上返還はできません。
- ② 併用返還の人が一部繰上返還をする場合, 月賦返還部分のみ一部繰上返還となり, 半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
- ③ 機関保証制度の加入者は, 本人以外の方 (親権者の方等) からナビダイヤル (裏表紙参照) にて繰上返還を申し込むことはできません。
- ④ 繰上返還申込書の受付は, 繰上返還を希望する月の振替日の 1 か月前に締め切ります。締め切り前 3 か月間が申込期間となります。

【例】10 月 27 日に繰上返還を希望する場合



詳しくは機構のホームページを確認してください。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/oshirase/kuriage.html>

5. 返還期間（回数）の変更

二〇以上の返還金（奨学生番号）がある人は、それぞれの借用金額に応じた返還期間（回数）となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」（1頁参照）の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、リレー口座に加入後、期間変更を希望する月の2か月前に申し出てください（様式は50頁）。ただし、延滞している場合は認められません。

【例】 大学で第一種奨学金 2,160,000円、大学院（修士課程）で第二種奨学金 1,200,000円を借用した場合
 大 学 2,160,000円÷150,000円=14.4 14年
 大学院 1,200,000円÷100,000円=12 12年
 ⇒ (2,160,000円+1,200,000円)÷170,000円=19.8
 19年間となります。

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についてもリレー口座で行います。外国に行く前に住所変更の手続（国内の連絡先を指定）をし、日本国内の金融機関でリレー口座に加入して、口座振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。

上記の方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座（下記参照）に送金してください。ただし、外国からの送金は、手続が複雑なうえ送金手数料（本人負担）も必要で、機構の口座へ入金されるまでにはかなりの時間がかかります。

(1) 外国送金の留意点

- ア. 送金手数料、関係銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- イ. 振込等に際しては、住所、氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても奨学金として入金処理ができません。
- ウ. 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。
- エ. 入金年月日は、送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

ア. 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱東京UFJ銀行 本店 (7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 TEL : 03-3591-2021

イ. 外国郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)

7. 学校からのお知らせ

奨学金の貸与を受けていたときに在学していた学校から、奨学金の返還等に関するお知らせが送付される場合があります。

8. 返還金の延滞（12頁 [資料1](#) 参照）

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。延滞金も賦課されます。

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞金が賦課されます。

詳しくは、第一種奨学金については21頁、第二種奨学金については25頁をご覧ください。

(2) 督促

機構または機構が委託した債権回収会社等から以下の措置が行われます。

ア. 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。

機構からの文書を確実に受け取れるよう、住所変更があれば届け出てください。

イ. 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、文書と同時に電話でも督促を行います。機構からの電話を確実に受けられるよう、電話番号の変更があれば届け出てください。

ただし、電話対応いただいた方が第三者の場合は、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

ウ. 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求・督促を行います。

エ. 自宅への訪問

(3) 個人情報情報機関への登録（15頁 [資料3](#) 参照）

ア. 延滞3か月以上（新たに返還を開始する者は、返還開始後6か月経過時点以降）となった場合、「返還誓約書」の個人情報同意条項（またはすでに提出されている「個人情報の取扱いに関する同意書」の同意条項）に基づき、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）に個人情報を登録します。一般のローンでは、借用時に情報提供することになっていますが、機構の奨学金の場合は、上記に該当する延滞者本人のみが登録されます。

イ. 一度情報が登録されると、延滞を解消しても、返還の情報は継続して登録され、返還が完了してから5年間が経過するまで登録されています。

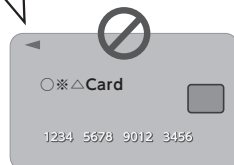
ウ. 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、その情報を参照した金融機関より「経済的信用が低い」と判断され、クレジットカードの発行および利用の停止、自動車や住宅のローン等が組めなくなる場合があります。

個人情報情報機関に登録されると…

延滞!

奨学金の返還において、延滞が3か月以上となった場合、個人情報情報機関にあなたの個人情報が登録されることになります。

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります。



(4) 法的処理 (12 頁 資料 1 参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置を執ります。

ア. 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全部、利息および延滞金の一括返済を請求すると共に、支払督促を申し立てることの予告をします。

イ. 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

ウ. 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

エ. 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続を執ります。

【注 意！】

- ① 支払督促以降の手続にかかった費用は、返還者の負担になります。
- ② 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息（第二種奨学金のみ）、最後に元金の順になります。

(5) 代位弁済の請求と実行 (12 頁 資料 1 参照)

機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間の督促後、機構は保証機関である公益財団法人日本国際教育支援協会に奨学金の返還残額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。保証機関は返還者に代わって奨学金の返還残額を機構に支払います。これを代位弁済といいます。

代位弁済後は、保証機関が返還者に対し代位弁済額の返済を請求します。返還者は、保証機関に代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞った場合は、年 10% の遅延損害金が加算され、返済に応じない場合は、法的措置を執られます。

詳しくは、20 頁「II 機関保証制度に加入している方へ」をご覧ください。

9. 在学猶予 (大学、大学院、高等専門学校、専修学校※に在学している場合)

大学、大学院、高等専門学校、専修学校※の高等課程または専門課程に在学している場合、在学している期間は願出により返還期限が猶予されます。「在学届」(様式は 52 頁) を在学している学校に提出してください。なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて 7 か月目の 27 日が振替日となります。

※ 専修学校の場合

専門課程、または修業年限が 2 年以上の高等課程に在学している場合で、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

在学猶予の対象となる分野・学科かどうかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

〔在学猶予が認められる各分野と学科〕

- ① 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する学科
- ② 服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科

ア. 入学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。時期によっては学校がまとめて機構に提出します。ただし、機構の第一種奨学金または第二種奨学金の「採用候補者決定通知」を受領した人は、進学届に前奨学生番号を入力して提出すれば在学届を提出する必要はありません。進学届を提出しない（予約採用を辞退する）場合は、在学届を提出してください。

【注 意！】

- ① 大学及び専修学校の通信教育課程または放送大学に全科履修生として在学している場合は、1年ごとに在学届を提出してください。
- ② 外国の大学などに留学した場合は、在学届ではなく「奨学金返還期限猶予願」（様式は53頁～54頁）と「在学証明書（原本）」（日本語訳を添付）を提出してください。なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学（院）の在学届の提出により在学猶予されます。
- ③ 以下の場合は在学猶予の対象となりません。一般猶予（9頁参照）を参照してください。
 - ・聴講生，研究生，選科履修生，科目履修生等の場合
 - ・外国留学のうち，大学，大学院以外の在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

10

イ. 奨学金を辞退した場合

在学届の提出により卒業時（最短卒業予定年月）まで返還期限が猶予されます。

ウ. 留年により卒業期が延期された場合

1年ごとに在学届を提出してください。

エ. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合

卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。届出済みの在学期間は短縮となりますので、「在学届」（様式は52頁）または「在学期間短縮届」（様式は57頁）を機構へ提出してください（43頁参照）。

10. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。

20

(1) 減額返還（約束どおりの返還は困難であるが半額ならば返還できる場合）

事情により毎月約束どおりの返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、当初の割賦金額を1/2に減額して2倍の期間で返還（6か月分の割賦金を12か月で返還）することができます。

1年ごとに願い出て、適用期間は最長10年（5年分の割賦金を10年で返還）まで延長可能です。「奨学金減額返還願」（様式は53頁～54頁）に必ず証明書（16頁 [資料4](#) 参照）を添付して、希望月の前月末までに、機構に願い出てください（43頁参照）。

ア. 返還予定総額は変更されません。

イ. 延滞になる前に速やかに提出をお願いします。希望月の前月末までに願い出てください。

ウ. 奨学金減額返還願に記入する「希望減額返還期間」は、実際に返還が開始する月（平成26年3月卒業の場合は平成26年10月）以降の12か月以内の期間となります。

30

エ. 奨学金減額返還願や証明書に不備がある場合は返送します。

〔主な返送理由〕

- ① 正しい証明書が添付されていない（16頁 [資料4](#) 参照）。
- ② 奨学金減額返還願に押印漏れ、または〔事情〕・〔今後の返還見通し〕などに記入漏れがある。
- ③ 減額返還を願い出る奨学生番号（過去に貸与終了した奨学金を含む）について、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていない。
- ④ 審査の時点で延滞している。

オ. 減額返還の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（希望する減額返還の開始月が10月の場合、8月頃ご提出ください）。

40

カ. 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求、督促が行われま

す（証明書の添付がないなど、願出に不備があった場合は認められません）。

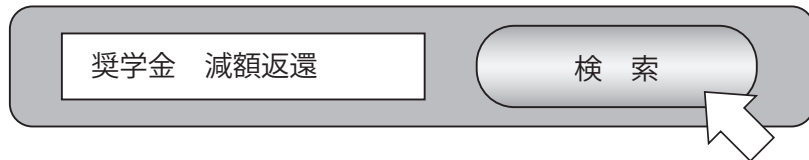
キ. 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

給与所得者	年間収入金額 300万円以下
給与所得者以外の場合	年間所得金額 200万円以下

ク. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ&Aなどを参照してください。
 ケ. 減額返還中でも通常の割賦金額の返還に戻すことができます。通常の割賦金額での返還再開を希望する月の前月末までに「奨学金減額返還短縮願」（様式は58頁）を機構へ提出してください（43頁参照）。

【注意!】

- ① 延滞している場合は対象になりません。願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願出は可能になります）。
- ② 返還方法は、リレー口座による月賦返還に限ります。併用返還等、月賦返還でない人は、自動的に月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。
- ③ 「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は承認されません。複数の奨学生番号を持っている人は、奨学生番号ごとの提出が必要です。
- ④ 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時にさかのぼって減額返還の適用が取り消しになります。
- ⑤ 3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に個人情報が登録されます。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>

(2) 一般猶予（災害、傷病、経済困難、失業などの事情で返還が困難な場合）

返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」（様式は53頁～54頁）、「証明書」（17頁～18頁 [資料5](#) 参照）および「チェックシート」（様式は55頁～56頁）を希望する月の前々月末までに機構宛に願い出てください（43頁参照）。

- ア. 返還が困難になりましたら、速やかに提出をお願いします。
- イ. 在学期間終了後の翌年の6月までに無職・未就職・低収入により返還期限猶予を願い出るとは、「新卒（退学）及び在学猶予切れの場合の無職・未就職・低収入」の事由となります。
- ウ. 災害(災害原因が同一の場合は、災害発生から5年が限度になります)、傷病、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、大学学校在学（防衛大学校等一部の大学校）、海外派遣（青年海外協力隊等）については、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出ることができます。その他の事由については、通算5年（60か月）が限度です。
- エ. 1年ごとに願い出てください（大学学校在学、海外派遣については複数年願出が可能です）。
- オ. 返還期限猶予の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（希望する猶予の開始月が10月の場合、7月～8月頃ご提出ください）。
- カ. 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求、督促が行われま
- キ. 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくこととなります。
- ク. 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

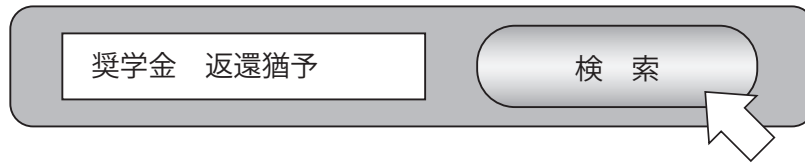
給与所得者	年間収入金額 300万円以下
給与所得者以外の場合	年間所得金額 200万円以下

ケ. 奨学金返還期限猶予願や証明書に不備がある場合は返送します。

【主な返送理由】

- ① 正しい証明書が添付されていない（17頁～18頁 [資料5](#) 参照）。
- ② 返還期限猶予願に押印漏れ、または【事情】・【今後の返還見通し】などに記入漏れがある。

- コ. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ&Aなどを参照してください。
 サ. 返還期限の猶予期間中でも猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」（様式は58頁）を機構へ提出してください（43頁参照）。



<http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は今後変更になる場合があります。願出の際は、機構ホームページで願出様式、必要な証明書等をご確認ください。

(3) 所得連動返還型無利子奨学金の猶予

所得連動返還型無利子奨学金（該当する奨学金は、貸与を開始する際に渡した奨学生証および貸与終了時に渡した貸与奨学金返還確認票にその旨の記載があります）については、奨学金貸与終了後、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」（様式は53頁～54頁）、「証明書」（19頁 [資料6](#) 参照）および「チェックシート」（様式は55頁～56頁）を希望する月の前々月末までに機構宛に願い出てください（43頁参照）。

ただし、本人が被扶養者※であるときは、次のア～エのいずれかに該当する場合に限りま。該当しない場合は、前記（2）一般猶予の取扱いとなります（9頁参照）。詳しくは機構ホームページをご確認ください。

[本人が被扶養者※であるときの要件]

- ※ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に定める控除対象配偶者、同項第34の2号に定める控除対象扶養親族及び第83条の2第1項各号に掲げる配偶者をいう。
- ア. 乳幼児がいる世帯にあって、本人以外にそれらの者を保育する者がいないとき
- イ. 介護、看護又は保護を要する障害者、療養者又は要介護者がいる世帯にあって、本人以外にそれらの者の介護等を行う者がいないとき
- ウ. 本人が妊娠中であるとき
- エ. 本人が障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

[猶予の承認期間]

※ 「新卒（退学）及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由の場合

在学が終了して1年経過（13か月目以降）から猶予適用開始を希望する場合で、卒業・退学後の期間を証明する「経済困難」事由の証明書が発行されず、「新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由で願い出の場合の承認期間は、猶予適用開始月から6か月以内となります。

また、所得連動返還型無利子奨学金以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は6か月以内となります（所得連動返還型無利子奨学金を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です）。

※ 「経済困難」事由の場合

猶予適用開始月が4月～9月の場合で、希望する返還期限猶予の始期から1年以内の収入・所得に関する証明書の取得ができない場合は、基本の証明書に加えて追加の証明書が必要です（18頁 [資料5](#) 「5. 経済困難」参照）。追加の証明書による審査の承認期間は、猶予適用開始日より6か月以内とし、所得連動返還型無利子奨学金以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は6か月以内となります（所得連動返還型無利子奨学金を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です）。

所得連動返還型無利子奨学金のポイント

- ☞ 本制度は学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により学業を断念することのないよう、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度です。
- ☞ 本制度の対象者は、貸与を開始する際に渡した奨学生証および貸与奨学金返還確認票の右上に〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。
- ☞ 本制度の対象者は、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予することができますが、収入に係る証明書類を添えて機構に返還期限の猶予をお願い出ることが必要です。貸与終了後に自動的に返還期限の猶予を受けられるものではありません。
- ☞ 通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の期間は最長5年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。
- ☞ 本制度は返還が免除されるものではありません。返還の義務があります。

11. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することがあります。(1)(2)の願出用紙は機構の返還免除課(43頁参照)に請求してください。願出を受付後、審査し、結果を通知します。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(相続人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ)
- イ. 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書

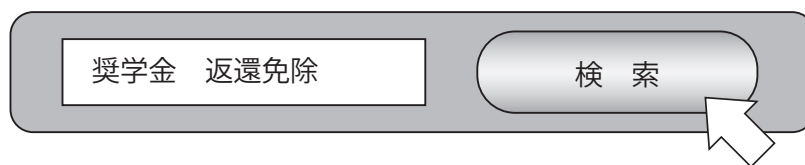
(2) 精神もしくは身体の障害による免除

精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(本人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ)
- イ. 返還することができなくなった事情を証明する書類(家庭状況書:本人および連帯保証人の状況。機関保証制度加入者は本人のみ)
- ウ. 医師または歯科医師の診断書(機構所定の用紙)

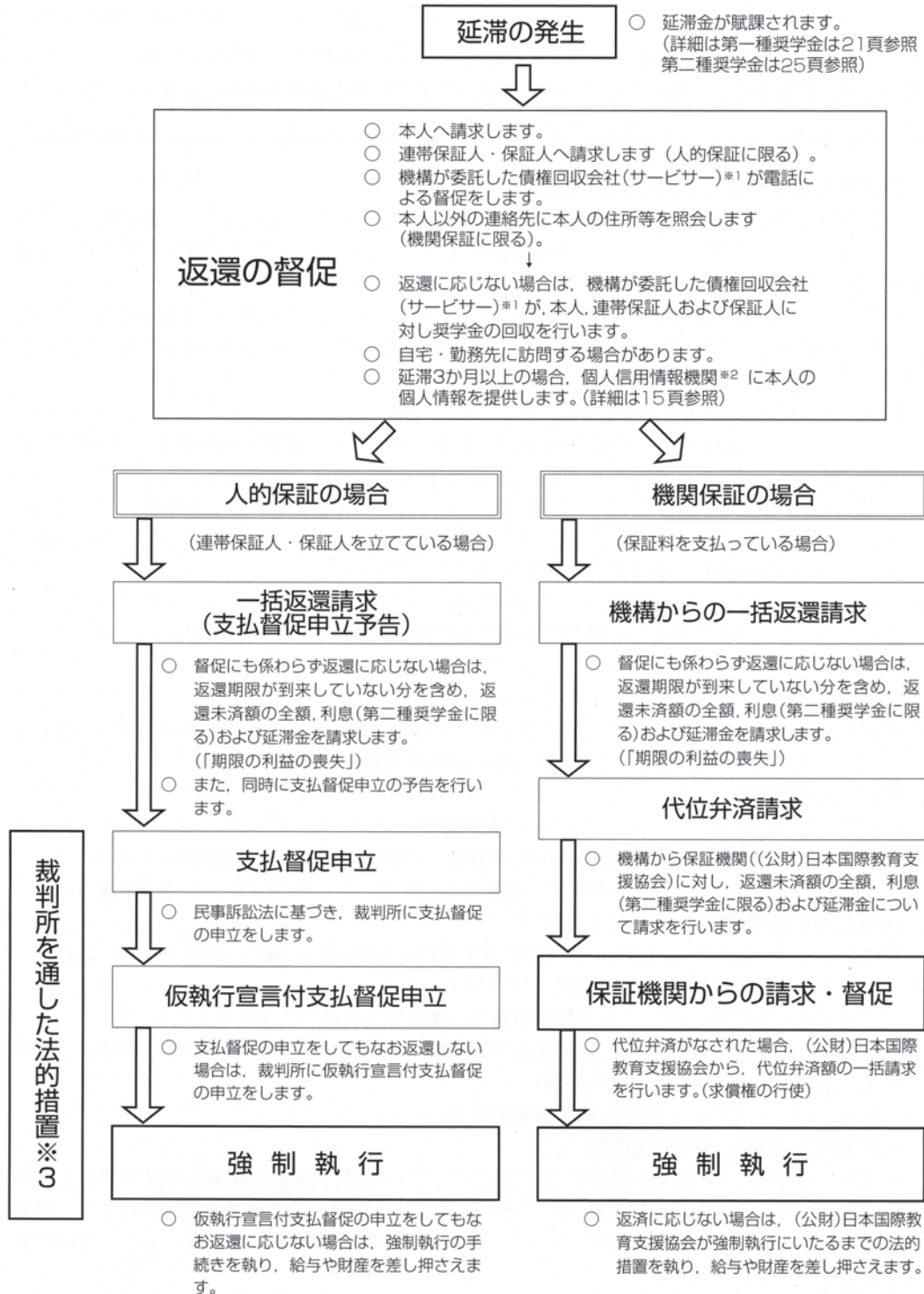
(3) 特に優れた業績による返還免除

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。詳細は、「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」の「4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除」(22頁)を参照してください。



<http://www.jasso.go.jp/menjyo/index.html>

奨学金の返還を延滞した場合



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

資料 2

リレー口座加入申込書の記入例

ゆうちょ銀行（記入例）

記入上の注意

1. 記入例を参考にして、丁寧に記入してください。
2. 奨学生番号は正確に記入してください。
3. 記入・押印漏れのないよう注意してください。

ゆうちょ銀行（記入例）

通帳に記載されている記号・番号を記入。

貯金者の氏名を記入（貯金者が奨学生の場合は本人の氏名、貯金者が奨学生と異なる場合は貯金者の氏名を記入）。

郵便番号は必ず記入し、住所についてはアパート・マンション名及び部屋番号まで記入。住民登録の正式な住居表示を記入（省略しないこと）。

電話番号については、固定・携帯それぞれの番号を記入のこと。固定電話がない場合は、固定電話の欄にも携帯電話の番号を記入。

E-mail については判読できる文字で記入。

勤務先について

- 勤務先が内定しているが配属先等が不明な場合は、会社名を記入し、電話番号は代表番号等を記入。
- 学校に就職する場合は、学校名を記入。
- 引き続き在学する場合や進学などで学校に在学する場合は、無職・在学にを記入。
- 勤務先が未定の場合は、無職・在学にを記入。

※勤務先が確定し、配属先が決定したら、スカラネット・パーソナルから変更手続きを行ってください。「転居・改氏名・勤務先（変更）届」の提出でも変更手続きが可能です。

学校に提出する場合のみ、学籍番号、貸与終了月を記入。

様式 1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 (金融機関用)
預金口座振替依頼書 (リレー口座) 平成 ○ 年 × 月 △ 日申込

ゆうちょ銀行御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

私 190-9-679016 日本学生支援機構 払込日 割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)

種目コード 契約種別コード 記号 (6桁目がある場合はここに記入して下さい) 番号(右つめて記入して下さい)

1 0 6 2 7 1 2 3 4 5 0 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ キコウ アキコ
氏 名 機構 ● 明 子
住 所 東京 ● 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷 101 号
〒 1 6 2 - 0 0 0 0 TEL 0 3 - - - - -
携帯電話 0 9 0 - - - - -

取扱金融機関御中 (預金者→取扱金融機関)
私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、裏面の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

本機構コード 6 3 8 9 金融機関コード 店コード 預金種目 (振替日) 割賦金支払月の27日 (銀行休業日の場合は翌営業日)

取扱金融機関名 銀行 信用金庫 労働金庫 支店 普通 (組合) 口座番号 (右つめて記入して下さい)

フリガナ キコウ アキコ
氏 名 機構 明 子
住 所 東京 ● 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷 101 号
〒 1 6 2 - 0 0 0 0 TEL 0 3 - - - - -
E-mail kikou@.
勤務先名 (内定先) ● 商事株式会社
TEL 0 3 - - - - -

奨学生番号 6 1 0 - - - - - 生年月日 昭和 年 月 日

フリガナ キコウ アキコ
氏 名 機構 明 子
住 所 東京 ● 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷 101 号
〒 1 6 2 - 0 0 0 0 TEL 0 3 - - - - -
E-mail kikou@.
勤務先名 (内定先) ● 商事株式会社
TEL 0 3 - - - - -

学籍番号 1 × 0 8 × 9 9 9 - 2 奨学金貸与終了月 3 月予定 3 月以外

※金使用 (不備返却理由) (備考) 申込開始月
1. 預金取引なし 平成 年 月 日
2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他 ()

※奨学生番号は、正確に記入してください。

奨学生番号の記入例
(例) 610 04 111111

奨学生番号	6	1	0	-	0	4	-	1	1	1	1	1	1	1	1
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ゆうちょ銀行以外の銀行・信用金庫・労働金庫（記入例）

記入上の注意

1. 記入例を参考にして、丁寧に記入してください。
2. 奨学生番号は正確に記入してください。
3. 記入・押印漏れのないよう注意してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行・信用金庫・労働金庫（記入例）

様式1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 (金融機関用)
預金口座振替依頼書 (リレ-口座) 平成 ○年 ×月 △ 日申込

ゆうちょ銀行御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

払込先口座番号 00190-9-579016 払込先加入者名 日本学生支援機構 払込日 割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)

種目コード 契約種別コード 記号 (6桁目がある場合は密欄に記入して下さい) 番号(右つめで記入して下さい)

1 6 6 2 7

フリガナ キコウ アキコ
氏名 機構明子
住所 東京都 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷101号
〒162-0000 TEL 03-XXXX-XXXX
携帯電話 090-XXXX-XXXX

預金者宛通知 1 奨学生と預金者が異なり、「口座振替加入通知」等を預金者宛に送付を希望する場合は、○で囲んでください。
※預金者宛通知を希望した方は、預金者の住所変更があったときには速やかに本機構へ届け出てください。

取扱金融機関御中 (預金者→取扱金融機関)
私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことのできるため、裏面の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

本機構コード 6389 全額振替コード 店コード 預金種目 割賦金支払月の27日 (銀行休業日の場合は翌営業日)
取扱金融機関名 〇〇 信用金庫 ×× 労働金庫 〇 口座番号 (右つめで記入して下さい) 01203456
フリガナ キコウ アキコ
氏名 機構明子
住所 東京都 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷101号
〒162-0000 TEL 03-XXXX-XXXX
携帯電話 090-XXXX-XXXX

預金者宛通知 1 奨学生と預金者が異なり、「口座振替加入通知」等を預金者宛に送付を希望する場合は、○で囲んでください。
※預金者宛通知を希望した方は、預金者の住所変更があったときには速やかに本機構へ届け出てください。

◆共通記入欄

奨学生番号 610-XX-XXXXXX 生年月日 昭和 ○年 ×月 ×日
フリガナ キコウ アキコ
氏名 機構明子
住所 東京都 新宿区市谷本村町 10-7 ハイソ市谷101号
〒162-0000 TEL 03-XXXX-XXXX
携帯電話 090-XXXX-XXXX
E-mail kikou@XX.XX.XX
勤務先名(内定先) XX 商事株式会社
TEL 03-XXXX-XXXX

学籍番号 1×08×999-2 奨学金貸与終了月 3月予定 □ 3月以外

※金融機関 (不備返却事由) (備考) 私込開始月
1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違(店名、預金種目、口座番号、口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他

①

通帳に記載されている番号を記入。

預金者の氏名を記入(預金者が奨学生の場合は本人の氏名、預金者が奨学生と異なる場合は預金者の氏名を記入)。

郵便番号は必ず記入し、住所についてはアパート・マンション名及び部屋番号まで記入。住民登録の正式な住居表示を記入(省略しないこと)。

電話番号については、固定・携帯それぞれの番号を記入のこと。固定電話がない場合は、固定電話の欄にも携帯電話の番号を記入。

E-mailについては判読できる文字で記入。

勤務先について

- 勤務先が内定しているが配属先等が不明な場合は、会社名を記入し、電話番号は代表番号等を記入。
- 学校に就職する場合は、学校名を記入。
- 引き続き在学する場合や進学などで学校に在学する場合は、無職・在学にを記入。
- 勤務先が未定の場合は、無職・在学にを記入。

※勤務先が確定し、配属先が決定したら、スカラネット・パーソナルから変更手続きを行ってください。「転居・改氏名・勤務先(変更)届」の提出でも変更手続きが可能です。

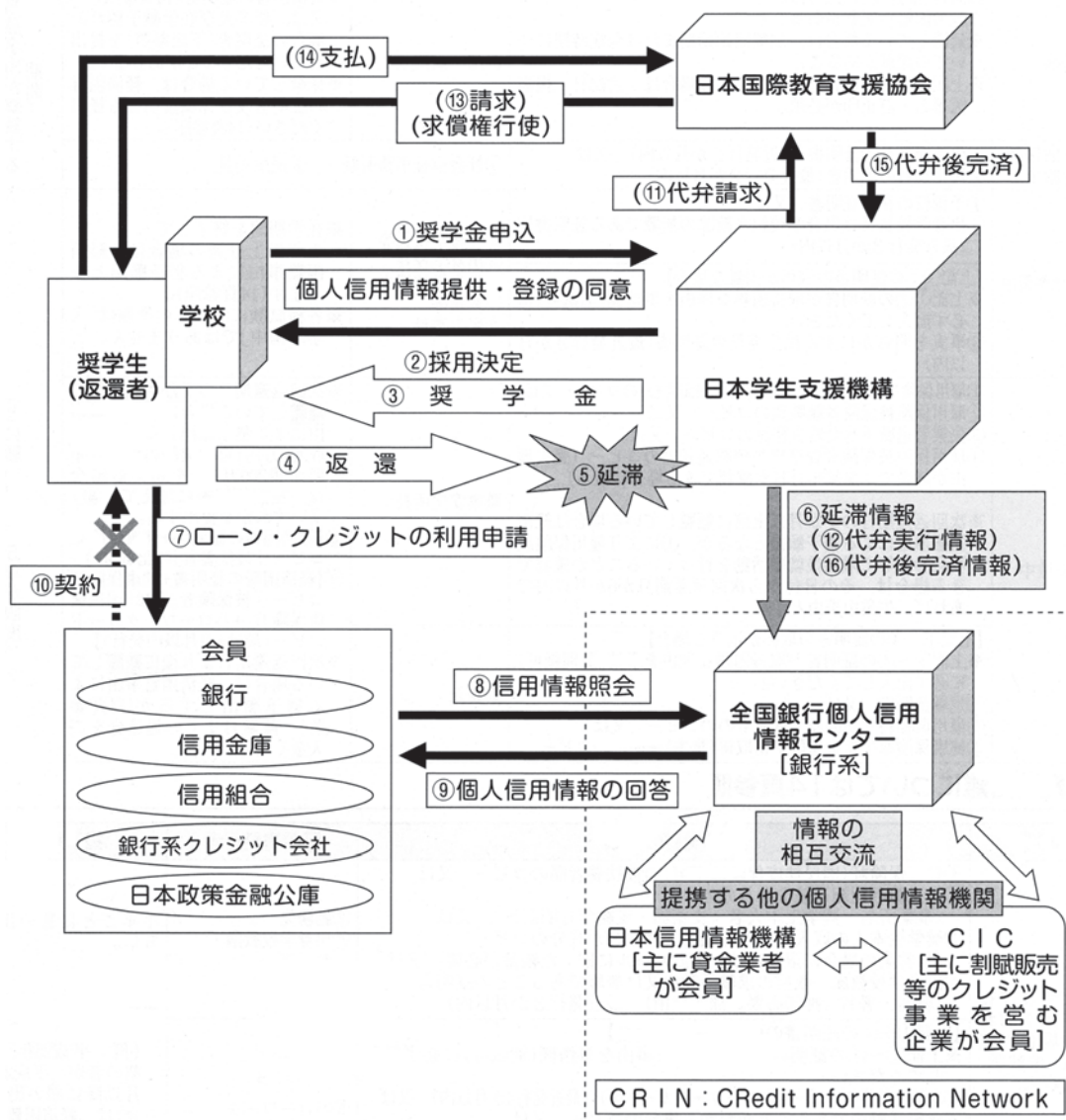
学校に提出する場合のみ、学籍番号、貸与終了月を記入。

※奨学生番号は、正確に記入してください。

奨学生番号の記入例
(例) 610 04 111111

奨学生番号	6	1	0	-	0	4	-	1	1	1	1	1	1
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

個人信用情報機関への登録の流れ



1. 申込～採用決定,振込

- ①奨学金申込(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必要となる。)
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生(返還開始6か月経過後に延滞3か月)
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカード利用申込～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代弁実行～代弁実行後完済)

- ⑪代弁請求
- ⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
- ⑬日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑭返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑮完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ(代弁実行後5年以内)
- ⑯日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ(代弁実行後5年以内)

資料 4

減額返還の主な証明書一覧

減額返還の証明書は、「基本」欄のA～ウのいずれかが審査対象になります。
ただし、新卒（退学）及び在学猶予切れ等で所得証明書等（「基本」欄のA～ウ）の証明期間が在学中となる場合と、外国居住の為に日本国内の所得証明書等（「基本」欄のA～ウ）が発行されない場合は、下表の該当の証明書が審査対象となります。
※各種証明書は、「コピー」と記載のないものはすべて「原本」が必要。

●証明書について、詳しくはホームページ (<http://jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>) も参照してください。

証明書の種類		証明書発行者	備考
◎卒業・退学等の翌年6月までに願い出る場合（例：平成26年3月卒業 ⇒ 平成27年6月までに願い出る場合） （12月退学等の場合は翌々年の6月まで）（引き続き進学される方を除く ⇒ 在学猶予参照）			
新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入 入学準備中	下記①～⑤のいずれかひとつ。	②勤務先 ④出身学校教諭・教授等 ⑤在籍学校長等	②事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記（勤務先が2ヶ所以上あるときはすべて同一月のもの） ③自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要 ④発行日・職名・署名・押印必要。様式自由。最近発行3ヶ月以内 ⑤高等教育機関への進学準備に限る。資格取得のための予備校は対象としない。 ※平成26年3月卒業者が平成27年6月以前に減額返還願を提出しようとする場合に提出時点において市区町村役場で取得できる所得証明書等は、まだ平成25年分（在学期間中）の収入・所得金額、（非）課税の証明のため、「基本」欄のA～ウの証明書では審査することができない。 ※左記証明書の他、追加証明書が必要になる場合がある。 ※証明書の内容によっては、減額返還承認期間が制限される場合がある。
	①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー ②直近連続3か月分の給与明細のコピー又は給与証明書 ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー等 ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書 ⑤予備校の在籍証明書		

◎卒業・退学等の翌年7月以降に願い出る場合（例：平成26年3月卒業 ⇒ 平成27年7月以降に願い出る場合） （12月退学等の場合は翌々年の7月以降）			
基本	下記A～ウのいずれかひとつ。	市区町村長	毎年3月～6月の期間（適用希望月の前月に提出した場合を想定して）に願い出る場合、左欄の証明書に加え、以下の証明書のいずれかが必要。 （例）次回返還期日平成28年4月の者が平成28年3月に減額返還願を提出しようとする場合に、平成28年3月時点ではまだ平成27年分のA～ウの証明書を取得することができない。通常、平成27年分の証明書は平成28年7月頃より取得可能となる。 ○給与所得者の方 ・源泉徴収票（前年分、コピー可） （ただし当年中に退職された方、年末調整未済、乙欄に「*」「○」等がある方、複数の事業所に勤務している方は不可） 又は以下のいずれか ・直近連続3か月分の給与明細コピー又は勤務先発行の給与証明書（事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記）（勤務先が2ヶ所以上あるときは全て同一月のもの） ・確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ・都道府県住民税申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ○自営業者等給与所得者以外の方 ・確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ・都道府県住民税申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの等） ○無職の方 ・健康保険証の被扶養者氏名が載っている部分のコピー ・求職受付票（ハローワークカード）のコピー（最近発行4か月以内） ・求職中であることがわかる書類のコピー（最近発行4か月以内） ・無職である事実を明らかにする民生委員の証明書（最近発行2か月以内） ※左記証明書の他、追加証明書が必要になる場合がある。
	ア 住民税非課税証明書（原本） イ 所得証明書（原本） ウ 市・県民税（所得・課税）証明書（原本） （収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可）		

※A・イ・ウは標記年度の前年分の収入・所得金額、（非）課税を証明するものです。
（例）平成27年度A・イ・ウは、平成26年分（平成26年1月1日～12月31日まで）の所得等の証明で、平成27年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。

◎外国居住で日本での所得証明書が発行されない方			
海外低所得	基本	①勤務先	①事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記 勤務先が2ヶ所以上あるときは全て同一月のもの ※①と②を取得することが困難な場合の提出書類については、ホームページを参照してください。
	①直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書 ②ビザのコピー ※①と②両方必要（要和訳の添付）		

以下の罹災月から12か月以内の災害事由の願出の場合と、現在就業していない方が傷病を事由に願出の場合は、新卒（退学）及び在学猶予切れ等の証明書、所得証明書等（A～ウ）および海外低所得の証明書は不要となります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考
災害	罹災月から12か月目以内	①市区町村長・消防署長	1年ごとに願い出る。災害の発生から5年以内に限る。 ②所得証明書等。上記「基本」欄のA～ウ又は「新卒等」事由の証明書
	罹災月から13か月目以降		
傷病	診断書（原本）	医師・病院長	診断書に就労困難である旨と、治療中である旨の記載が必要。2か月以内の発行日のものに限る。 就業している場合は、この事由に該当しない。

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆

※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の書類等を求める場合や、引き続き通常割賦金で返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。
○給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が300万円以下が目安
○給与所得者以外の場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下が目安

資料 5

返還期限猶予の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
1. 傷病	診断書（最近発行2ヶ月以内） ※就労困難の記載があること。 ※滞納している場合は、加療開始始期又は発症時期に加え、現在も就労困難という記載があること。 ※上記内容を医師に追記してもらう場合は、追記日・担当医署名・訂正印が必須。 【希望猶予期間中に就労している場合】 ※「経済困難」（18頁参照）又は「新卒等の場合」（下記参照）の証明書を提出下さい。 ※給与所得者は年間収入200万円以下（給与所得者以外は年間所得130万円以下）が承認の基準です。	医師・病院長	【休職している場合】 「経済困難」（18頁参照）又は「新卒等の場合」の証明書及び休職証明書（休職中の給与・休職期間要明記）も提出下さい。 ※休職中の給与の記載がない場合、および休職期間については「5.経済困難」の「④休職証明書」の※をご覧ください。（18頁参照）	1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間。
2. 生活保護受給中	①生活保護受給証明書（最近発行2ヶ月以内）又は ②民生委員の証明書（最近発行2ヶ月以内）	①社会福祉事務所長 ②民生委員		
3. 入学準備中	①予備校の在籍証明書 又は ②出身学校長又は出身学校教職員等の無職である証明書等（最近発行3ヶ月以内） 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること。 ③事実を明らかにする民生委員の証明書（最近発行2ヶ月以内）	①在籍学校長等 ②出身学校長、出身学校教職員等 ③民生委員	※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、「経済困難」事由による猶予願出となります。（18頁参照） ※各種試験に向けての準備は「入学準備中」ではありません。	他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度。
4. 失業中	①雇用保険受給資格者証（求職活動記録面含む）のコピー 又は ②雇用保険被保険者離職票のコピー 又は ③失業手当て給付資格証のコピー 又は ④雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー（喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限り） 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①～④の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること。 ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー（退職証明書等）又は ⑥健康保険厚生年金保険資格取得（喪失）証明書のコピー（退職の記載があるもの） 【次回返還期日の7ヶ月以上前に離職している場合】 「経済困難」又は「新卒等の場合」事由による猶予願出となるが、①により雇用保険説明会参加等で離職後就職活動を行っていることが確認できる場合は、その日付から次回返還期日が6ヶ月以内であれば、「失業中」事由とする。	①～④ 職業安定所長 ⑤～⑥ 退職した勤務先	【次回返還期日の7ヶ月以上前に離職しているが、年収300万円（自営業等の場合は年間所得200万円）を超える場合】 左記①～⑥の証明書に加えて、⑦・⑧いずれかを提出して下さい。 ⑦経済困難の証明書＋健康保険証コピー（「被扶養者」の記載有） ⑧経済困難の証明書＋健康保険証コピー（「被保険者」又は「国民健康保険」）＋ハローワークカードコピー（最近4ヶ月以内発行） 【次回返還期日より後に離職している場合】 「経済困難」（18頁参照）又は「新卒等の場合」事由による猶予願出をするか、離職日までの返還分をご入金下さい。	1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度。
5. 経済困難については18頁参照				

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
6. その他 新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入	①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は ②直近連続3ヶ月分の給与明細コピー又は給与証明書（事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記）（勤務先が2ヶ所以上あるときはすべて同一月のもの） 又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3ヶ月分のコピー（自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿） 又は ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書（発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近発行3ヶ月以内） 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ⑤求職受付票のコピー（ハローワークカード等）（最近発行4ヶ月以内） 又は ⑥求職活動中であることがわかる書類のコピー（最近発行4ヶ月以内） 又は ⑦事実を明らかにする民生委員の証明書（最近発行2ヶ月以内） 又は ⑧本人の事情書（上記①～④の証明書が取得困難な事由を記入）と被扶養者の記載がない健康保険証（「国保」等）のコピー、健康保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー、住民票（⑥は⑤～⑦も取得困難な場合に限り）	②勤務先 ④出身学校教諭・教授等 ⑤ハローワーク ⑥ハローワーク、求職先等 ⑦民生委員	1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度。 【備考】 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合（例：平成26年3月卒業の者が、平成27年7月以降に願出する場合）は、経済困難事由による猶予願出となる（18頁参照）。	
外国で研究中	①在籍証明書 又は 所属機関の証明書 と ②所得証明書（円換算した金額を添付） ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる証明書（円換算） ※上記いずれも日本語訳を添付	在籍学校長・所属機関の長		1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度。
災害	【罹災月から12ヶ月以内】 罹災証明書 【罹災月から13ヶ月以降】 罹災証明書 と「経済困難」又は「新卒等の場合」の証明書	市区町村長・消防署長		1年ごとに願出する。当該災害の発生から5年が限度。
産前休業・産後休業及び育児休業	①休業証明書（休業中の給与・休業期間・休業事由が明記されたもの） と ②「経済困難」（18頁参照）又は「新卒等の場合」の証明書 ※休職中の給与の記載がない場合、および休職期間については「5.経済困難」の「④休職証明書」の※をご覧ください。（18頁参照）	①勤務先		1年ごとに願出する。 当該事由が継続する期間。
大学校在学	在学証明書 ※防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、在籍期間証明書 職業能力開発総合大学校、国立看護大学校に在籍の場合	大学校長等		1回の願出により修業年限が終了するまでの期間。
海外派遣	※青年海外協力隊派遣・海外農業研修等 ①派遣証明書（派遣期間要明記） 又は研修生の証明書（研修期間要明記）と ②「経済困難」（18頁参照）又は「新卒等の場合」の証明書	①国際協力機構・国際農業者交流協会等		1回の願出により派遣・研修が終了するまでの期間。

資料 5

返還期限猶予の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
◎卒業・退学等の翌年7月以降に願い出る場合(例:平成26年3月卒業 → 平成27年7月以降に願い出る場合) (12月退学等の場合は翌々年の7月以降)			
5・経済困難	①所得証明書 又は ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) 又は ③住民税非課税証明書 ※①を基本とする。 ※①②③は標記年度(例:平成27年度)の前年分(例:平成26年分)の所得を証明するものです。 ※平成27年度 所得証明書, 市・県民税(所得・課税)証明書, 住民税非課税証明書は, 平成26年分(平成26年1月1日～12月31日まで)の収入・所得金額,(非)課税の証明で, 平成27年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。	①②③ 市区町村長	他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度。 1年ごとに願出る。
	※希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の①～③の証明書の取得ができない場合は、①～③のいずれかの証明書に併せて、下記の種類の証明書を添付してください。 (例:次回返還期日平成28年4月の者が平成28年2月に返還期限猶予願を提出しようとする場合に、平成28年2月時点では、まだ平成27年分の①～③の証明書を取得することができない。通常、平成27年分の証明書は平成28年7月ごろより取得可能となる) 1. 給与所得者の場合……①～③いずれか+④～⑥のいずれか ④源泉徴収票(前年分)コピー(※退職日付や乙欄に「*」等の記入がなく、年末調整が済んでいるもの) ただし、勤務先が2ヶ所以上あるときは、前年分確定申告書控のコピー(⑥参照)を提出してください。 ⑤直近連続3ヶ月分の給与明細コピー 又は 給与証明書 (※事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月が明記されたもの) (※勤務先が2ヶ所以上あるときはすべて同一月のもの) ⑥確定申告書(前年分)の控のコピー(都道府県住民税申告書の控のコピーでも可) (※受付印等により税務署等で受付済みであることが確認できるもの) 2. 給与所得者以外の場合……①～③いずれか+⑥ 3. 無職の場合……①～③いずれか+⑦～⑩のいずれか ⑦健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ⑧求職受付票(ハローワークカード)のコピー(最近発行4か月以内) ⑨求職中であることがわかる書類のコピー(最近発行4か月以内) ⑩民生委員の証明書(最近発行2か月以内) ⑪上記⑦～⑩のいずれも提出できず、本人は被扶養者だが健康保険証に被扶養者の記載がない場合、以下4点全て。 ・本人の事情書(⑦～⑩が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由。) ・健康保険証(国民健康保険証等)のコピー ・健康保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー ・本人の住民票	④⑤ 勤務先 ⑥税務署等 ⑧ハローワーク ⑩民生委員	
	上記証明書に記載された税込み年収が、300万円を超える方(自営業等の場合は年間所得200万円を超える方)は、①～③のいずれかの証明書を併せて、下記の証明書を提出してください。 1 今年分の推定年収が基準額を下回る場合の追加証明書……⑫・⑬いずれか1点 ⑫直近連続3ヶ月分の給与明細コピー又は給与証明書(⑤※要参照) ⑬奨学生ご本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー (自営業等の場合に限り有効となります。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要) 2 減収の理由が休職による場合の追加証明書 ⑭休職証明書(休職中の給与・休職期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中給与が分かる就業規則や契約書等のコピーも必要。 ※休職証明書の休職期間については、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の開始日と終了日 (2)終了日が確定していない場合は、開始日と予定の終了日 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること及び休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。 3 特別研究員の場合の追加証明書 ⑮研究員の証明書 及び 研究費の金額がわかる証明書等	⑫勤務先 ⑭勤務先 ⑮所属機関の長	
※外国居住の低所得者の場合 直近連続3ヶ月分の給与明細コピー 又は給与証明書(⑤※要参照) と ビザのコピー			

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆

※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。
○給与所得者の場合……年間収入金額(税込み)が300万円以下が目安
○給与所得者以外の場合……年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下が目安

- ※ 外国の大学・大学院等に留学している場合の猶予期間は、その学校に在籍している期間となります(5年限度なし)。ただし、語学学校等で在籍期間が9ヶ月未満の場合は、一般猶予となります。猶予の期間は他の取得年数制限あり事由と通算して5年が限度となります。「経済困難」又は「新卒等の場合」(17頁参照)事由をご覧ください。
- ※ 聴講生、研究生、専修学校一般課程、及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の猶予は、「経済困難」又は「新卒等の場合」(17頁参照)事由となります。

資料 6

所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
<p>新卒（退学）及び在学猶予切れの場合の無職・未就職・低収入</p>	<p>①健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー又は ②直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書 （事業所名・奨学生本人名・支給額・支給年月明記） （勤務先が2ヶ所以上あるときはすべて同一月のもの）又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分のコピー （自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿）又は ④出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書 （発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近発行3か月以内）</p> <p>【上記①～④の証明書の取得が困難な場合】 ⑤求職受付票のコピー（ハローワークカード等）（最近発行4か月以内）又は ⑥求職活動中であることがわかる書類のコピー（最近発行4か月以内）又は ⑦事実を明らかにする民生委員の証明書（最近発行2か月以内）又は ⑧以下の4点 ・本人の事情書（上記①～④の証明書が取得困難な事由を記入） ・被扶養者の記載のない健康保険証（国民健康保険証等）のコピー ・健康保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー ・住民票 （⑧は⑤～⑦も取得困難な場合に限る。）</p>	<p>②勤務先 ④出身学校教諭・教授等</p> <p>⑤ハローワーク ⑥ハローワーク、求職先等 ⑦民生委員</p>	<p>1年ごとに願い出る。</p> <p>【備考】 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合（例：平成26年3月卒業の者が、平成27年7月以降に願い出る場合）は、経済困難事由による猶予願出となる（下記参照）。</p>
<p>経済困難</p>	<p>①所得証明書 又は ②市・県民税（所得・課税）証明書 （収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可）又は ③住民税非課税証明書</p> <p>※①を基本とする。 ※①②③は標記年度（例：平成27年度）の前年分（例：平成26年分）の所得を証明するものです。 ※平成27年度所得証明書、市・県民税（所得・課税）証明書、住民税非課税証明書は、平成26年分（平成26年1月1日～12月31日まで）の収入・所得金額、（非課税の証明で、平成27年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。 ※希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の①～③の証明書の取得ができない場合は、①～③のいずれかの証明書に併せて、追加の証明書が必要ですので、18頁「5.経済困難」の1～3のいずれかも添付してください。</p> <p>※ただし、奨学生本人が「被扶養者」である場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>1. 乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき ①事情書 ②世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄の表記を省略していないもの） ③同一世帯の成人親族（介護等を要する者を除く）の所得証明書又は在学証明書 （同一世帯に成人親族がいる場合のみ）</p> <p>2. 介護等を要する療養者、障害者又は要介護者がいる世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき ①事情書 ②世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄の表記を省略していないもの） ③同一世帯の成人親族（介護等を要する者を除く）の所得証明書又は在学証明書 （同一世帯に成人親族がいる場合のみ） <介護等を要する者の状況により次のいずれか> 【療養者】 ④医師の診断書 【障害者】 ⑤身体障害者手帳のコピー又は ⑥精神障害者保健福祉手帳のコピー又は ⑦療育手帳のコピー 【要介護者】 ⑧介護保険被保険者証のコピー （介護等を必要とする者が別世帯の場合、以下の証明書が追加が必要） ⑨介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票（世帯主・続柄の表記を省略していないもの） ⑩戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係がわかる書類</p> <p>3. 奨学生本人が妊娠中であるとき ①事情書 ①に加えて②又は③のいずれか ②母子健康手帳のコピー（診察記録のあるもの） ③診断書（最近発行2か月以内）</p> <p>4. 奨学生本人が身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されているとき ①事情書 ②身体障害者手帳のコピー等就労が制限されていることがわかる書類</p>	<p>市区町村長</p>	<p>1年ごとに願い出る。</p>

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額◆
 ※収入・所得金額が下記の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますので留意願います。
 ○給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が300万円以下
 ○給与所得者以外の場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

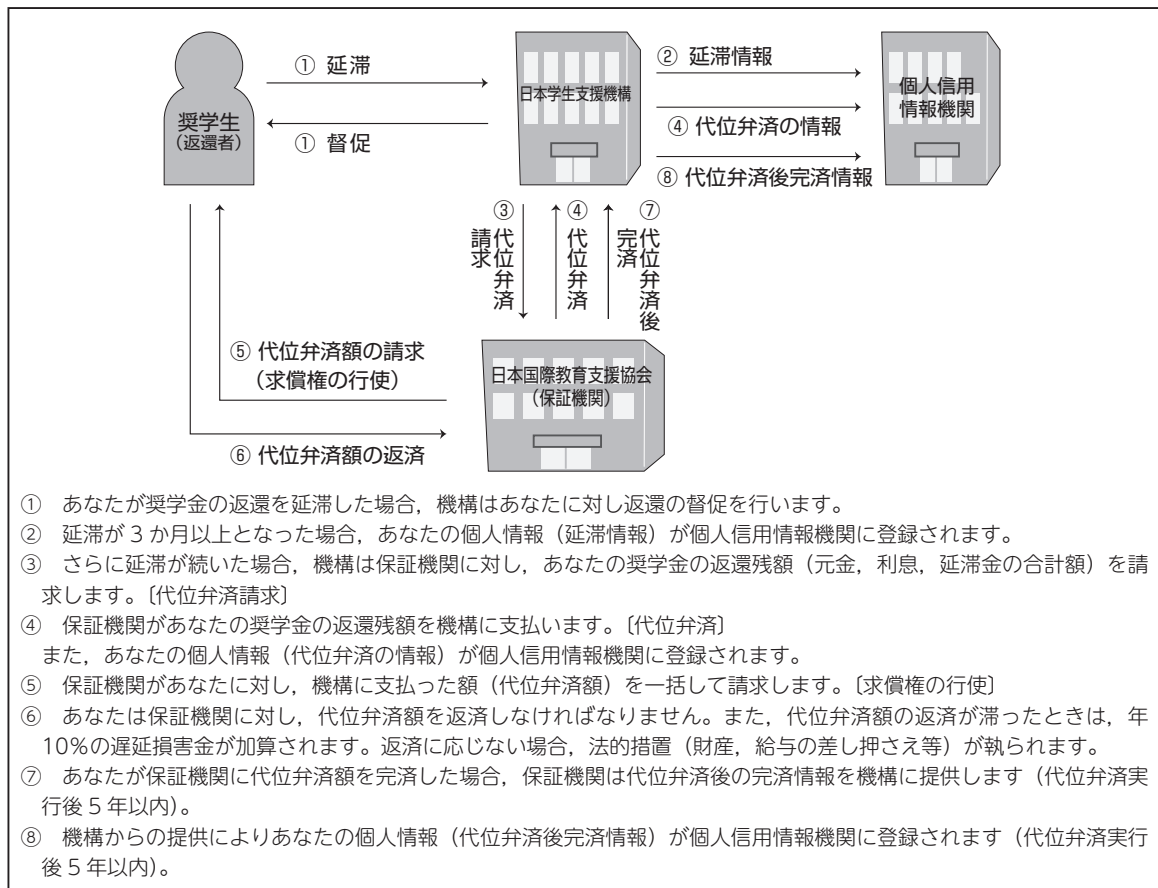
II 機関保証制度に加入している方へ

1. 機関保証制度加入者の返還

機関保証制度は、保証機関の連帯保証を受ける制度です。あなたが奨学金の返還を延滞したとき、人的保証の場合は連帯保証人等があなたに代わって返還するのに対して、機関保証の場合は保証機関があなたに代わって返還します。保証機関はあなたに代わって返還した額を、あなたに支払うように請求します。このように、機関保証制度に加入していても奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

奨学金の返還を延滞し、延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。保証機関は、あなたの奨学金の返還残額をあなたに代わって機構に支払います（このことを代位弁済^{だいいべんさい}といいます）。その後、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。保証機関があなたの代わりに奨学金の返還残額を機構に支払っても、あなたの返済の義務はなくなりません。

2. 奨学金の返還を延滞した場合



3. 保証料の返戻

次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- (1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (3) 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座またはリレー口座となります。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座となります。

Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第一種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方（月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方）および第一種奨学金の月額部分に併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、23頁以降の「Ⅳ 第二種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間（回数）と割賦金

借入金額および割賦方法に応じ、返還回数および割賦金は下記のように決まります。

[例. 借入金額 2,160,000 円の場合]

- (1) 月賦返還……返還回数は、借入金額を割賦金の基礎額(1頁「奨学金返還年数算出表」参照)で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は	$2,160,000 \text{ 円} \div 150,000 \text{ 円} = 14.4 \text{ 年}$	$14 \text{ 年} \times 12 = 168 \text{ 回}$	となります。
割賦金は	$2,160,000 \text{ 円} \div 168 \text{ 回} = 12,857 \text{ 円}$		となります。

- (2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記(1)と同じです。

半年賦分の返還回数は、借入金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数です。

返還回数は	月賦分	$2,160,000 \text{ 円} \div 150,000 \text{ 円} = 14.4 \text{ 年}$	$14 \text{ 年} \times 12 = 168 \text{ 回}$
	半年賦分	$2,160,000 \text{ 円} \div 150,000 \text{ 円} = 14.4 \text{ 年}$	$14 \text{ 年} \times 2 = 28 \text{ 回}$ となります。
割賦金は	月賦分	$2,160,000 \text{ 円} \div 2 = 1,080,000 \text{ 円}$	$1,080,000 \text{ 円} \div 168 \text{ 回} = 6,428 \text{ 円}$
	半年賦分	$2,160,000 \text{ 円} \div 2 = 1,080,000 \text{ 円}$	$1,080,000 \text{ 円} \div 28 \text{ 回} = 38,571 \text{ 円}$ となります。

第一種奨学金の返還方法別による割賦金の例（借入金額 2,160,000 円，10月から返還開始）

返還月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
月賦	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,881
併用 月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524
併用 半年賦分				38,571						38,571	

- (3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合

借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借入金額として返還回数を算出します。

2. 延滞金

延滞金の賦課は、奨学生に採用された年度によって異なります。

- (1) 平成17年4月以降に奨学生に採用された方

約束の期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年(365日あたり)10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

- (2) 平成17年3月以前に奨学生に採用された方

約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が賦課されます。

3. 返還金の充当順位

督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、最後に割賦金の順になります。

4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除

(1) 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

(2) 具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定します。

(3) 返還免除を願い出る前に

通常の貸与終了者としての手続（返還誓約書の提出、リレー口座への加入等）はすべて行ってください。上記の手続が確認できない場合、申請を受け付けません。

貸与終了後も引き続き在学している場合は在学猶予（7頁～8頁参照）の手続をしてください。

(4) 返還免除の願出と認定

ア. 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。

なお、添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

イ. 返還免除者の認定は、5月下旬に学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

ウ. 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。

エ. 認定結果についての個々の照会には応じられません。

(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合（全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還

(3) によって手続をしているリレー口座から返還となります。リレー口座の変更については、3頁の「(4) リレー口座の変更」を参照してください。

一部免除の場合は、借用金額から免除額を差し引いた金額（借用金額の半額）で返還が開始されます。返還期間が半分に短縮され初回割賦金が調整されますが、返還割賦金は変わりません。

(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する人（満期・辞退・退学等）については、本免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する人は、「奨学金返還期限猶予願」（様式は53頁～54頁参照）の事由欄の「その他（ ）」に「優れた業績免除申請中」と記入し、返還誓約書（平成22年3月以前採用者のみ）と「業績優秀者返還免除申請書」等と併せて大学へ提出してください。貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

5. 報奨金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人から、報奨金制度は廃止されました。

平成17年3月以前に奨学生として採用された人については、最終返還期日（一部繰上返還した場合は、繰上返還後の最終期日）の4年前までに、返還残額（延滞している場合延滞金を加えた額）を一度に返還した場合は、このうち繰上返還となる金額に対して下記に相当する額が報奨金となります。

返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年以内に返還完了した場合	5%
返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年経過後に返還完了した場合	3%

- (注) 1. 最初から返還期間が4年以下の場合は、一度に返還しても報奨金の対象にはなりません。
 2. 「返還開始月の翌日から7年」の計算に当たっては、返還期限を猶予されていた期間は除きます。

IV 第二種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第二種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方（月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方）および第一種奨学金の月額部分に併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、21頁以降の「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間（回数）

借用金額および割賦方法に応じ、返還回数は下記のように決まります。

〔例. 借用金額 2,400,000 円の場合〕

- (1) 月賦返還……返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額（1頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は $2,400,000 \text{ 円} \div 160,000 \text{ 円} = 15.0 \text{ 年}$ $15 \text{ 年} \times 12 = 180 \text{ 回}$ となります。

- (2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記(1)と同じです。

半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数です。

返還回数は 月賦分 $2,400,000 \text{ 円} \div 160,000 \text{ 円} = 15.0 \text{ 年}$ $15 \text{ 年} \times 12 = 180 \text{ 回}$ となります。
 半年賦分 $2,400,000 \text{ 円} \div 160,000 \text{ 円} = 15.0 \text{ 年}$ $15 \text{ 年} \times 2 = 30 \text{ 回}$ となります。

- (3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合

借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

2. 割賦金

借用金額に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で除した額を上乗せした額が割賦金になります。

なお、併用返還の場合は借用金額を二分し、月賦分・半年賦分の借用金額で割賦金を算出します。

※ 据置期間利息とは……返還が据え置かれている期間に賦課される利息のことです。

ア. 月賦返還の場合

借用期間終了の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息

〔例〕借用期間終了 平成26年3月 初回返還期日 平成26年10月27日の場合

据置期間 平成26年4月1日～平成26年9月27日

イ. 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

借用期間終了の翌月から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利息

〔例〕借用期間終了 平成26年3月 半年賦初回返還期日 平成27年1月27日の場合

据置期間 平成26年4月1日～平成26年7月27日

第二種奨学金の返還方法別による割賦金の例（借用金額2,400,000円、利率年3%、10月より返還開始）

返還方法		返還月										最終月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
併用	月賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,917
	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516	
	半年賦分				50,355						50,355	

※上記割賦額の金額は、元金、利息、据置期間利息の合計。

【注 意！】

在学猶予（7頁～8頁参照）を適用した後も据置期間利息が発生します（在学期間終了の翌月から振替再開日の前月27日まで）。

3. 利息と利率

在学中は無利息ですが、借用期間終了の翌月から賦課されます。なお、返還期限猶予中の期間については利息は賦課されません。

利率の算定方法は、奨学生に採用された年度によって異なります。

(1) 平成19年3月以前に奨学生に採用された方

利率は、貸与中の振込口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものです。適用利率は、機構が国から借入れる財政融資資金（以下「財投」という）および機構が発行する日本学生支援債券（以下「債券」という）の利率です（これらが3%を超えた場合は3%が上限）。

なお、私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の返還利率は、基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して決定します。平成19年3月以前に採用された人の増額貸与利率は、入学年度によって下記のように異なります。

平成13年度入学者	3.0%	平成16年度入学者	1.5%
平成14年度入学者	2.3%	平成17年度入学者	1.2%
平成15年度入学者	1.8%	平成18年度入学者	1.2%

(2) 平成19年4月以降に奨学生に採用された方**ア. 利率算定方法選択制**

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます（奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます）。いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。

なお、利率の算定方法は貸与終了する一定期間前まで変更ができます。

イ. 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について**① 利率固定方式**

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（固定利率の財投）の利率が返還完了まで適用されます（財投の借入以外に債券を発行したときは、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します）。

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

② 利率見直し方式

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（5年利率見直しの財投）の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごとに財投の利率が適用されます（いずれの場合も、財投の借入以外に債券を発行したときは、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します）。

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

ウ. 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します
(年3%が上限です)。
増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

エ. 利率の見直し時期等

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは下表のとおり行われます(返還期間によっては見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります)。

ただし、見直した利率の適用開始日は、在学猶予期間および返還期限猶予期間については当該期間分が先送り、減額返還の場合は減額返還適用期間の半分の月数分が先送りとなります。

利率を見直した際に新たに決定した利率および割賦金を文書でお知らせします。

①平成25年4月から平成26年3月までに貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日(※)	貸与終了の翌月1日	平成31年3月27日
見直し第1回目	平成30年12月	平成31年3月28日	平成36年3月27日
見直し第2回目	平成35年12月	平成36年3月28日	平成41年3月27日
見直し第3回目	平成40年12月	平成41年3月28日	返還完了日

※ ただし、3月の利率の決定時期は「貸与終了の翌月1日」ではありません。平成26年3月満期者については、平成26年3月7日に利率が決定します。

②平成26年4月以降に貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日	貸与終了の翌月1日	平成32年3月27日
見直し第1回目	平成31年12月	平成32年3月28日	平成37年3月27日
見直し第2回目	平成36年12月	平成37年3月28日	平成42年3月27日
見直し第3回目	平成41年12月	平成42年3月28日	返還完了日

※ 平成26年4月以降に貸与が終了した人は平成27年3月満期者と同時に利率を見直すため、平成26年3月までに貸与終了した人とは見直し時期が1年異なります。

4. 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く)の額に対し、年(365日あたり)10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

5. 返還金の充当順位

督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息、最後に元金の順になります。

V 返還誓約書の記入と提出 (平成22年3月以前採用者)

「返還誓約書」は、借入金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」とがあります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与者(第一種・第二種奨学金を共に貸与された者)は両方の返還誓約書を提出してください。また、返還誓約書【本人控用】を、60頁の内側にある貼り付け欄に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

なお、「返還誓約書」の提出がないと、返還期限猶予等の手続きができなくなる場合がありますので、必ず提出してください。

1. 返還誓約書の記入

右の表の該当ページに記入例があります。参照の上、必要事項を記入欄に記入してください。なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校の指示を受けて記入してください。

	第一種	第二種
人的保証	28～30頁	34～36頁
機関保証	31～33頁	37～39頁

(1) 人的保証(連帯保証人・保証人)の選任の条件

ア. 連帯保証人・・・奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

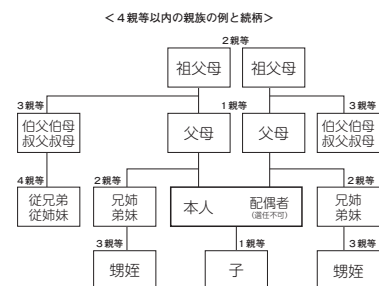
- ・原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等にしてください。
- ・奨学生本人が未成年の場合の連帯保証人は親権者でなければなりません。
- ・配偶者および保証能力がない者(未成年者・学生等)は認められません。
- ・奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、連帯保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。

イ. 保証人・・・本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。

- ・原則として父母を除く4親等以内の親族のうちで、本人および連帯保証人と別生計の人を選んでください。
- ・配偶者および保証能力がない者(未成年者・学生等)は認められません。
- ・他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、貸与終了時に満65歳以上の人はさけてください。
- ・奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。

※4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合は、「返還保証書」(様式は44頁)および資産等を証明する書類の提出が必要になります。

※債務整理中(破産等)の人は、連帯保証人・保証人ともに選任できません。



(2) 親権者・未成年後見人

民法に定められた親権者，未成年後見人のことです。

ア. 親権者

奨学生本人が未成年の場合，通常は父母が親権者です。いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は「未成年後見人」の字句を二本線で消してください。

イ. 未成年後見人

未成年後見人を記入した場合は「親権者」の字句を二本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人、保証人を選任できない場合は、機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、貸与始期からの保証料を、一括で支払うことが必要になります。機関保証制度に関しては、20頁を参照してください。

3. 返還誓約書記入例

(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。字が消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は・・・
 - ①連帯保証人・保証人・親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②署名においては、正式名（本名、住民票・印鑑登録証明書と同じ氏名）を使用してください。
 - ③印鑑は各自のもの（連帯保証人および保証人の印は、実印（添付する印鑑登録証明書と同一印））を使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ④同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは・・・

誤った部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください（欄外訂正不可）。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

平成26年3月で満期になる人は、平成26年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の方は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

選任の条件・記入方法については26頁「1. (1) (2)」参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑登録証明書および収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

① 【提出用】 第一種 大学・大学院・高等専門学校 (借用証書)

返還誓約書

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがって返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報情報同意条項」を承認し、同意します。

平成26年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生 本人	氏名 機構 太郎	生年 2年7月22日生	印 機構
連帯 保証人	氏名 機構 健一	生年 33年11月18日生	実印 健機
保証人	氏名 奨学 一郎	生年 24年8月1日生	実印 一奨

注 ①奨学生本人（以下本人という。）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控のコピー）を添付してください。
②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。
③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。

(以下は、未成年者のみ記入してください。)

親権者 (父) (又は未成年後見人)	氏名	印
親権者 (母)	氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。なお、親権者がいない場合には未成年後見人が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸付業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※裏面も必ず記入してください。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと
して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は
楷書ではっきり漢字で記入し
てください。

初回入金年月…最初に奨学金
が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金
が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間
は除いてあります。

借用月額に変更があった場合
は行を改めて記入してありま
す。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があ
れば記入してください。その
場合、採用年度の新しいもの
から記入してください。

希望する割賦方法を○で囲ん
でください。
全額繰上返還を希望する場合
でも必ず1.または2.のいず
れかを○で囲んでください。

2

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 太郎
(フリガナ) キコウ タロウ

奨 学 生 番 号
百 位 記 号 万 位 百 位 十 位 千 位
6 0 9 0 4 1 1 1 1 1 1

性別 *男・女 生年月日 1990年 7月22日 0

学 校 名 東 都 大 学 院 大 学 高等専門学校 教 育 研究科 学 科

借 用 金 額 借 用 期 間 終 了 事 由

2,160,000 円 * 満 期 辞 退 退 学 廃 止 死 亡 その他

●初回入金年月 2009年 5月 ●最終入金年月 2014年 2月 以前に借用した奨学生番号

借 用 金 額	借 用 始 期 年 月	借 用 終 期 年 月	借 用 回 数	借 用 月 額	借 用 金 額	以前に借用した奨学生番号
45000円	2009年 4月分	2011年 3月分	24	45000	1080000円	60400777777
45000	2012 4	2014 3	24	45000	1080000	
48			48		2160000	

2. 返 還 の 方 法

- (1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- (2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
- (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割 賦 方 法	返 還 期 日	返 還 回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金	
<input checked="" type="radio"/> 月賦返還	毎 月 2 7 日	168 回	12857 円	12881 円	
2. 併用返還	月賦分	毎 月 27 日	168	6428	6524
	半年賦分	毎 年 1 月 と 7 月 の 27 日	28	38571	38583

3. 届 出 済 連 帯 保 証 人 と 住 所

連 帯 保 証 人 機 構 健 一 様
住 所 東 京 都 新 宿 区 市 谷 本 村 町 1 0 - 7



★

コ ー ド 番 号

学 校 番 号 分 109990

区 00

学 部 ・ 研 究 科 ・ 学 科 2006

13/09/01-000001
(123456)

奨学生採用時に提出した「確認書」で届け出た人
です。変更を申し出た場合は変更後の連帯保証人
を印字しています。なお、採用された年によっ
ては印字されていない場合があります。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	勤務先名	左内坂商事 株式会社		
	TEL	03-3366-XXXX		
卒業後の連絡先	フリガナ	トウキョウト シンジュ77 イチカヤホンムラチヨウ		
	住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	TEL	03-3269-XXXX		
	携帯電話番号	090-1234-XXXX		
	e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ	キコウ ケンイチ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。				
	氏名	機構 健一		生 年 月 日	父	母	兄弟姉妹		
				大正 昭和 平成					
				T ⑤ H	33年11月18日	①	2	3	4
	フリガナ	トウキョウト シンジュ77 イチカヤホンムラチヨウ							
	住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7							
	TEL	03-3269-XXXX							
	携帯電話番号	090-1111-XXXX							
	勤務先	株式会社 機構工業	勤務先 TEL	03-3269-XXXX					

6. 保証人（未成年者等保証能力がない人は認められません。）

保証人	フリガナ	ショウガク イチロウ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
	氏名	奨学 一郎		生 年 月 日	兄弟姉妹	伯父		
				昭和 平成				
				⑤ H	24年8月1日	3	④	
	フリガナ	フクオカケン フクオカシ ハカク テンヤマチ						
	住所	〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町4-1						
	TEL	092-262-XXXX						
	携帯電話番号	090-1212-XXXX						
	勤務先	有限会社 返還商事	勤務先 TEL	092-262-XXXX				

学校での点検者印

2

(2) 第一種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。字が消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は・・・
 - ①署名においては、正式名（本名、住民票と同じ氏名）を使用してください。
 - ②親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ③印鑑は各自のものを使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ④同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは・・・
 - 誤った部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください（欄外訂正不可）。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

平成26年3月で満期になる人は、平成26年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

記入方法は26頁「1. (2)」参照

① 【提出用】第一種【機関保証】 (借用証書)

印紙税法第5条に印紙は不要ありません

返還誓約書

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたい旨返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意事項」を承認し、同意します。

平成26年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生番号 162-8412 印 03-3269-XXXX
本人氏名 東京都 新宿区 市谷本村町 10-7 印 機構
2年5月5日生

注 奨学生本人（以下本人という。）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー申込書（預・貯金者控のコピー）を添付してください。

(以下は、未成年者のみ記入してください。)

親権者(父) (又は未成年後見人)	現住所氏名	印
親権者(母)	現住所氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。なお、親権者がいない場合には未成年後見人が自署・押印してください。

※裏面も必ず記入してください。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと
して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は
楷書ではっきり漢字で記入し
てください。

初回入金年月…最初に奨学金
が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金
が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間
は除いてあります。

借用月額に変更があった場合
は行を改めて記入してありま
す。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があ
れば記入してください。その
場合、採用年度の新しいもの
から記入してください。

希望する割賦方法を○で囲ん
でください。
全額繰上返還を希望する場合
でも必ず1.または2.のいづ
れかを○で囲んでください。

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 友子 (フリガナ) キコウ トモコ C/D

奨学生番号 6 0 9 0 4 2 2 2 2 2 2 性別 男・*女 生年月日 1990年 5月 5日 0

学校名 (専修学校) 東都 洋・大学院 教育 高等専門学校

借 用 金 額	借 用 期 間	終 了 事 由
2,160,000 円	満期退	満期退

初回入金年月 2009年 5月 最終入金年月 2014年 2月 以前に借用した奨学生番号 6040099999

借 用 始 期 年 月	借 用 終 期 年 月	借 用 月 額	借 用 金 額
2009年 4月分	2011年 3月分	24月 45000円	1080000円
2012年 4月分	2014年 3月分	24月 45000円	1080000円
		48月 2160000円	2160000円

2. 返 還 の 方 法

- (1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- (2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
- (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割 賦 方 法	返 還 期 日	返 還 回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金
① 月賦返還	毎月 27 日	168 回	12857 円	12881 円
2. 併用返還	月賦分	毎月 27 日	6428	6524
	半年賦分	毎年1月と7月の27日	28	38571
			38571	38583

保証料総額（予定） 85,536円



コード番号

学校番号	109990
区 分	00
学部・研究科・学科	2006

13/09/01-000001
(123456)

保証料総額（予定）は借用期間終了までに支払う額です。
ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴
収した金額（予定）が印字されており、変更時に一括で
支払った金額は含まれておりません。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
卒業後の連絡先が未定の方は、実家等、郵便物が確実に届く住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、機構から本人の住所・電話番号を照会します。この照会に回答できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名	左内坂 商事 株式会社		
TEL	03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
フリガナ	トウキョウト シンジュクウ イチガヤホンムラチヨウ		
住所	〒162-8412 東京都 新宿区 市谷本村町10-7		
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1234-XXXX		
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

4. 本人以外の連絡先

フリガナ	キョウ ツイイチ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
氏名	機構 健一		生 年 月 日	父	母	兄弟姉妹	
			大正 昭和 平成 T ⑤ H 33年11月18日	①	2	3	4
フリガナ	トウキョウト シンジュクウ イチガヤホンムラチヨウ						
住所	〒162-8412 東京都 新宿区 市谷本村町10-7						
TEL	03-3269-XXXX			←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。			
携帯電話番号	090-1111-XXXX						

- 注 ①奨学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人の方を記入してください。
②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

学校での
点検者印

(3) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。字が消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は・・・
 - ①連帯保証人・保証人・親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②署名においては、正式名（本名、住民票・印鑑登録証明書と同じ氏名）を使用してください。
 - ③印鑑は各自のもの（連帯保証人および保証人の印は、実印（添付する印鑑登録証明書と同一印））を使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ④同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは・・・

誤った部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口申し出てください（欄外訂正不可）。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額（元金）欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

平成26年3月で満期になる人は、平成26年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

選任の条件・記入方法については26頁「1. (1) (2)」参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑登録証明書および収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

① 【提出用】第二種 (借用証書)

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

返還誓約書

借用金額 2 4 0 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。

平成26年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生本人	氏名	東京都 新宿区 市谷本村町 10-7	印	機構
連帯保証人	氏名	東京都 新宿区 市谷本村町 10-7	実印	機構
保証人	氏名	福岡県 福岡市 博多区 店屋町 4-1	実印	奨学

注 ①奨学生本人（以下本人という。）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控のコピー）を添付してください。
 ②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。
 ③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。

(以下は、未成年者のみ記入してください。)

親権者(父)	現住所氏名		印
親権者(母)	現住所氏名		印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（いずれかがいなくても一人）です。なお、親権者がいない場合には未成年後見人が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸付業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該借入（奨学金の返還状況に関する借借を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために調査があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※裏面も必ず記入してください。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと
して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は
楷書ではっきり漢字で記入し
てください。

平成19年度以降採用者につ
いては借用年利率の下に利率
の算定方法（「利率固定方式」
または「利率見直し方式」）が
印字されます。

初回入金年月…最初に奨学金
が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金
が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間
は除いてあります。

借用月額に変更があった場合
は行を改めて記入してありま
す。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があ
れば記入してください。その
場合、採用年度の新しいもの
から記入してください。

希望する割賦方法を○で囲ん
でください。
全額繰上返還を希望する場合
でも必ず1.または2.のいづ
れかを○で囲んでください。

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 明子
(フリガナ) キコウ アキコ

奨学生番号 8 0 9 0 4 3 3 3 3 3 3
性別 男・女 1990年10月27日

学校名 東都 大学院 教育
(専修学校) 高等専門学校

借用金額 (元金)	借用年利率	利息額	借用期間終了事由
2400000	3.0% 利率固定方式	1. 618568 2. 619908	満期 辞退 退学 廃止 死亡 その他

初回入金年月 2009年 5月 最終入金年月 2014年 2月

借用開始年月	借用終了年月	借回数	借用月額	借用金額	以前に借用した奨学生番号
2009年 4月分	2011年 3月分	24	50000	1200000	6040055555
2012 4	2014 3	24	50000	1200000	
		48		2400000	

注 ①上記の利息額の1.は月賦返還、2.は併用返還を選択した場合です。
②利率、利息額は返還開始月までは未確定のため上限利率年3.00%で仮計算してあります。

2. 返 還 の 方 法

- (1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
(2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
(3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終わってください。

割賦方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
<input checked="" type="radio"/> 1. 月賦返還	毎月27日	180	16769	16769	16917	3018568
<input type="radio"/> 2. 併用返還	月賦金 毎月27日 半額が毎月1日と7月の27日	180 30	8384 50355	8384 50355	8516 50361	1509252 1510656

注 ①月賦返還及び併用返還の月賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息（据置期間利息）は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。併用返還の半年賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の27日までの利息（据置期間利息）は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。
②初回割賦金及び最終割賦金は端数調整により通常の割賦金と異なることがあります。

3. 届 出 済 連 帯 保 証 人 と 住 所

連帯保証人 機構 健一様
住 所 東京都 新宿区 市谷本村町10-7



109990
(123456)

コード番号

学区	109990
校番号	00
学部分	2006
学号	13/09/01-000001

奨学生採用時に提出した「確認書」で届けた人です。
変更を申し出た場合は変更後の連帯保証人を印字して
います。なお、採用された年によっては印字されていない
場合があります。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
卒業後の連絡先が未定の方は、連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	勤務先名	左内坂商事株式会社		
	TEL	03-3366-XXXX		
		←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。		
卒業後の連絡先	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチガヤホンムラチヨウ		
	住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	TEL	03-3269-XXXX		
	携帯電話番号	090-1234-XXXX		
	e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ	キコウ ケイイチ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。					
	氏名	機構 健一		生	年	月	日	父	母	兄弟姉妹
				大正	昭和	平成				
				T	H					
	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチガヤホンムラチヨウ								
	住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7								
	TEL	03-3269-XXXX								
	携帯電話番号	090-1111-XXXX								
	勤務先	株式会社 機構工業	勤務先TEL	03-3269-XXXX						

6. 保証人（未成年者等保証能力がない人は認められません。）

保証人	フリガナ	ショウガク イチロウ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。				
	氏名	奨学 一郎		生	年	月	日	兄弟姉妹	自父
				昭和	平成				
				T	H				
	フリガナ	フクオカケン フクオカシ バカクク テンヤマチ							
	住所	〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町4-1							
	TEL	092-262-XXXX							
	携帯電話番号	090-1212-XXXX							
	勤務先	有限会社 返還商事	勤務先TEL	092-262-XXXX					

学校での点検者印

2

(4) 第二種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。字が消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は・・・
 - ①署名においては、正式名（本名、住民票と同じ氏名）を使用してください。
 - ②親権者（または未成年後見人）は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ③印鑑は各自のものを使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ④同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは・・・

誤った部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に出してください（欄外訂正不可）。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額（元金）欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

平成26年3月で満期になる人は、平成26年3月31日。3月以外の月で満期になる人はその月の末日。それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を都道府県から記入してください。

記入方法は26頁「1. (2)」参照

① 【提出用】第二種【機関保証】 (借用証書)

印紙税法第5条に
よる印紙
は必要
ありません

返還誓約書

借用金額 2400000

私は、独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。

平成26年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生番号 162-8412 印 03-3269-XXXX

本人氏名 東京都 新宿区市谷本村町10-7 印 機関

名 機構 正子 昭和 2年 8月 3日 日生

注 奨学生本人（以下本人という。）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリー口歴加入申込書（預・貯金者控のコピー）を添付してください。

(以下は、未成年者のみ記入してください。)

親権者 (父) (又は未成年 後見人)	住所 氏名	印
親権者 (母)	住所 氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。なお、親権者がいない場合には未成年後見人が自署・押印してください。

※裏面も必ず記入してください。

※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと
して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は
楷書ではっきり漢字で記入し
てください。

平成19年度以降採用者につ
いては借用年利率の下に利率
の算定方法（「利率固定方式」
または「利率見直し方式」）が
印字されます。

初回入金年月…最初に奨学金
が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金
が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間
は除いてあります。

借用月額に変更があった場合
は行を改めて記入してありま
す。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があ
れば記入してください。その
場合、採用年度の新しいもの
から記入してください。

希望する割賦方法を○で囲ん
でください。
全額繰上返還を希望する場合
でも必ず1.または2.のいづ
れかを○で囲んでください。

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 正子
(フリガナ) キコウ マサコ

奨学生番号 8 0 9 0 4 4 4 4 4 4 4 4

性別 男・*女 生年月日 1990年 8月 3日 0

学校名 (専修学校) 京都 大学院 教育 研究科 学

借用金額 (元金) 2400000 円 借用年利率 3.0 % 利息額 1. 618568円 2. 619908円

借用期間終了事由 満期退学 退学 廃止 死亡 その他

初回入金年月 2009年 5月 最終入金年月 2014年 2月

借用開始年月	借用終了年月	借入回数	借用月額	借用金額
2009年 4月分	2011年 3月分	24	50000円	1200000円
2012年 4月分	2014年 3月分	24	50000円	1200000円
				2400000円

以前に借用した奨学生番号 60400888888

注 ①上記の利息額は1.は月賦返還、2.は併用返還を選択した場合です。
②利率、利息額は返還開始月までは未確定のため上限利率年3.00%で仮計算してあります。


2. 返 還 の 方 法

- 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
- 返還契約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
<input checked="" type="radio"/> 月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円	3018568円
<input type="radio"/> 併用返還	月賦分: 毎月27日 一括分: 毎月1日と7日の2回	180回	8384円	8384円	8516円	1509252円
		3回	50355円	50355円	50361円	1510656円

注 ①月賦返還及び併用返還の月賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。併用返還の半年賦分における借用終期年月の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。
②初回割賦金及び最終割賦金は端数調整により通常の割賦金と異なることがあります。

保証料総額 (予定) 104,352円



109990

(123456)

コード番号
学校番号 109990 ★
区分 00
学部・研究科・学科 2006
13/09/01-000001

保証料総額 (予定) は借用期間終了までに支払う額です。
ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額 (予定) が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正する場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未定の方は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
卒業後の連絡先が未定の方は、実家等、郵便物が確実に届く住所を記入し、後日、住所が確定したら機構に届け出てください（様式は45頁）。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、機構から本人の住所・電話番号を照会します。この照会に回答できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名	左内坂商事 株式会社			
TEL	03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。		
フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカキホンムラチヨウ			
住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7			
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。		
携帯電話番号	090-1234-XXXX			
e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx			

4. 本人以外の連絡先

フリガナ	キコウ ケンイチ	本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。			
氏名	機構 健一	生 年 月 日	父	母	露 露
		大正昭和平成 T ③ H	33年11月18日	①	2 3 4
フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカキホンムラチヨウ				
住所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7				
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。			
携帯電話番号	090-1111-XXXX				

- 注 ①奨学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人の方を記入してください。
②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

学校での点検者印

3

VI 貸与奨学金返還確認票の確認（平成22年4月以降採用者）

奨学生採用時に返還誓約書を提出している方は、奨学金の貸与終了時、または奨学金の貸与が満期となる年度の後半に「貸与奨学金返還確認票」（41頁～42頁参照）が交付されます。

貸与奨学金返還確認票に印字されている内容をよく見て、借用金額や貸与期間に間違いがないか、奨学生本人の住民票住所、連帯保証人・保証人の住所または本人以外の連絡先に変更がないか、よく確認してください。人的保証の場合は連帯保証人・保証人に、機関保証の場合は本人以外の連絡先として届け出られている方に必ず確認してもらってください。

この貸与奨学金返還確認票は、60頁の内側にある貼り付け欄に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

1. 内容の確認

「貸与奨学金返還確認票」の内容（借用金額・貸与期間等）に疑問や要訂正事項があれば、貸与を受けた学校に申し出てください。

割賦方法については、採用時に提出した返還誓約書で選択した割賦方法に*（アスタリスク）が印字されています。ただし、「貸与奨学金返還確認票」が作成された時期によっては、*（アスタリスク）が印字されない場合があります。

2. 内容の変更

貸与奨学金返還確認票には、本人、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、勤務先等が記載されています。確認して、変更や追加がある場合には学校に届け出てください。

また、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先（機関保証）となっている人物を変更する場合も、学校に届け出てください。

貸与終了後にこれらに変更や追加があった場合には、それぞれ、所定の様式等を用いて、速やかに機構へ届け出てください。詳細は3頁「3. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の変更」を参照してください。

3. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出

「貸与奨学金返還確認票」の交付を受けた方は、金融機関の窓口へ「リレー口座加入申込書」を提出してリレー口座加入手続を行い、学校が指示する期日までに金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

リレー口座の手続き方法については、2頁「2. リレー口座による返還」を参照してください。

【人的保証の場合】

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た連帯保証人です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た保証人です。

【機関保証の場合】

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た本人以外の連絡先です。
- ②記載はありません（*印字）。

第一種奨学金で「所得連動返還型無利子奨学金制度」の場合は、
〔所得連動返還型無利子奨学金〕
と印字されています。

連帯保証人	住所 162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000 フリガナ キコウ イチロウ 続柄 父 氏名 機構 一郎
	昭和 34 年 2 月 2 日生
	勤務先 (株) 奨学建設
	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば 氏名 奨学 花子
	昭和 40 年 4 月 4 日生
	勤務先 (有) 機構商店
	電話番号 03-0000-3333
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄
***	氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. リレー口座加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学籍 No.	123456
	2013/08/31
	000001

※ 貸与奨学金返還確認票の文言は一部変更予定です。

Ⅶ 各種願出用紙

○返還保証書 …………… 44 頁	○転居・改氏名・勤務先（変更）届 …………… 45 頁
○連帯保証人変更届 …………… 46 頁	○保証人変更届 …………… 47 頁
○本人以外の連絡先（機関保証）変更届………… 48 頁	○繰上返還申込書 …………… 49 頁
○奨学金返還期間変更願 …………… 50 頁	○在学届 …………… 51～52 頁
○奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願 ……53～56 頁	○在学期間短縮届 …………… 57 頁
○奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願 …… 58 頁	

届出、願出に当たっては、機構のHPに掲載してあるQ&A等を事前に参照してください。

http://www.jasso.go.jp/henkan/faq_henkan.html 奨学金 返還 Q&A 検索

また、ここに掲載してある様式は平成25年9月現在のもので、様式は改正されることがあります。様式は機構HPにも掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえご利用ください。

<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html> 奨学金 願出 検索

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先（変更）届 繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6683
連帯保証人変更届（FAX不可） 保証人変更届（FAX不可） 本人以外の連絡先（機関保証）変更届（FAX不可） 返還保証書（FAX不可） 在学期間短縮届（FAX不可）	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
奨学金減額返還願（FAX不可） 奨学金返還期限猶予願（FAX不可） 奨学金減額返還短縮願（FAX不可） 奨学金返還期限猶予短縮願（FAX不可）	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
奨学金返還期間変更願（FAX不可）	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
在学届	在学している学校に提出してその指示に従ってください。
リレー口座加入申込書	金融機関に提出してください。 申込書は機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 http://www.jasso.go.jp/henkan/houhou/koza_youshiseikyuu.html ナビダイヤル（裏表紙参照）に電話、または機構へ郵便、FAXでも請求できます。 郵便、FAXでの請求の場合は、①奨学生番号、②氏名、③郵便番号、④住所、⑤電話番号を記入（様式自由）のうえ、下記までお送りください。 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676

免除に関する諸用紙	請求先・提出先
・死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6675

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

※2014（平成26）年度以降の採用者より新様式となりますので、該当者は、機構のホームページまたは、学校の奨学金担当者に確認してください。

返還保証書（※連帯保証人・保証人）

※どちらかに○をつける

年 月 日

実印

フリガナ
氏 名



※ 本人が自署・実印にて押印してください。

生年月日

奨学生との関係

住 所（〒 - ）

自宅電話番号

携帯電話番号

次の者が奨学金の返還を行うことについて、下記1及び2により保証します。

奨学生番号

借用終了時の学校名

フリガナ

奨学生氏名

生年月日

住 所（〒 - ）

自宅電話番号

携帯電話番号

1. 現在の資産等の状況について

	区分	金額等
資産等	現在の所得金額（年収）	千円
	預貯金額	千円
	不動産（評価額）	千円
	その他	千円

（注）所得金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する書類（源泉徴収票、預貯金残高証明書、登記簿謄本の写し等）を添付してください。

2. 返還計画について

貸与総額	千円
返還期間	年
返還年額	千円

※保証期間中のあなたの生活設計及び奨学生が延滞した場合の返還への取組み等について、できるだけ具体的に記述してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与事業（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金（海外）の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

転居・改氏名・勤務先（変更）届

【人的・機関保証共通】

今回変更をする者を○で囲む	本人	6512
---------------	----	------

5	8	10	16
奨学生番号			CD
			X

【人的保証】

今回変更をする者を○で囲む	連帯保証人	6522
	保証人	6532

奨学生氏名	
氏	名

【機関保証】

今回変更をする者を○で囲む	本人以外の連絡先	65C2
---------------	----------	------

奨学生生年月日			
大正	年	月	日
昭和			
平成			

提出日	17	西暦年	月	日
	2	0		

変更対象者氏名	
氏	名

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

今回変更をする者の氏名（カタカナ） ※改姓を伴うときは、新氏名を記入																								
25																								

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

旧姓（カタカナ）					改姓のときのみ新漢字氏名										
55					氏	60									名

新住所	郵便番号	120												
	漢字	127	都道府県											
漢字														
電話番号	327													
携帯電話番号	347													
e-mailアドレス	367													

勤務先	漢字	487												
電話番号	587													

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

- (注1) 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の転居等の場合も届け出てください。
- (注2) 改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる住民票等)を添付して提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

連帯保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑登録証明書（原本）及び収入に関する証明書を添付の上お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

氏名 印 ※ 本人が自署・押印してください。

住所（〒 - ）

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名 勤務先電話番号

e-mail アドレス

新連帯保証人

フリガナ 実印
氏名 ※ 新連帯保証人が自署・実印にて押印してください。

生年月日 本人との続柄

住所（〒 - ）

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名 勤務先電話番号

旧連帯保証人氏名

〈変更理由〉

(注1) 連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。

(注2) 収入に関する証明書は源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等を提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金（海外）の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧保証人を新保証人に変更しますので、印鑑登録証明書（原本）を添付の上お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

氏名 印 ※ 本人が自署・押印してください。

住所（〒 - ）
.....

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名 勤務先電話番号

e-mail アドレス

新保証人

フリガナ 実印
氏名 ※ 新保証人が自署・実印にて押印してください。

生年月日 本人との続柄

住所（〒 - ）
.....

自宅電話番号 携帯電話番号

勤務先名 勤務先電話番号

旧保証人氏名
〈変更理由〉

(注) 保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金（海外）の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

※この様式は本人以外の連絡先として届け出られている方を変更するための届出用紙（機関保証選択者用）です。住所・電話番号等の変更の場合は、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（45頁）で届け出てください。

本人以外の連絡先（機関保証）変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、「本人以外の連絡先」を新しい「本人以外の連絡先」の方に変更しますので、お届けします。

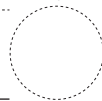
奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

フリガナ

印



※ 本人が自署・押印してください。

氏名

住所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名
.....

勤務先電話番号

e-mail アドレス

変更後の新しい本人以外の連絡先

フリガナ

氏名

生年月日

本人との続柄

住所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

（注）本人以外の連絡先を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

139

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

線上返還申込書

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

(フリガナ)
奨学生氏名 _____

〒 _____
住 所 _____

自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

FAX _____

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

_____ 月 振替日に、下記奨学生番号の奨学金線上返還を希望します。

(線上返還希望の奨学生番号のみ記入してください。)

奨学生番号 (1) _____ (2) _____

※希望する返還①か②に○をつけ、②の場合は A か B に回数又は金額を記入してください。
②の B を希望する場合は、希望金額に近い線上返還回数を本機構で計算し設定します。
※併用返還（月賦返還と半年賦返還の併用）の人が一部線上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部線上返還となり、半年賦返還部分については一部線上返還とならない場合があります。

奨学生番号 (1) について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、B. _____ 円 (上限)

奨学生番号 (2) について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、B. _____ 円 (上限)

線上返還通知送付先 (上記住所と同じ場合は記入不要)

〒 _____
住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 _____

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

線上返還を希望する月の振替日の一か月前までに、連絡してください

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間（回数）にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨 学 生 番 号	借 用 金 額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ		印
氏 名	(年 月 日生)	
住 所	〒	
電話番号	(自宅) _____ (携帯) _____	
e-mail アドレス		
勤務先名	電話番号	

※確認の連絡を取る必要がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

「在学届」の記入上の注意点と記入例

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 698カ65432

奨学生番号									
記号									CD
5			8		10			15	
6	9	8	カ		6	5	4	3	2

(例) 604-04-654321

奨学生番号										
記号									CD	
5			8		10			15		
6	0	4	0	4	6	5	4	3	2	1

2. 借用終了時の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。
3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子
姓(カタカナ)

エ	ン	シ	ヨ
---	---	---	---

(例) 青木昭子
姓(カタカナ)

ア	オ	キ
---	---	---

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

また、卒業予定月が3月ではない場合は、3と記載のあるところに二本線を引き、上部余白に正しい月を記入すること。(訂正印不要)

5. 在学年数は、次の(1)~(4)のいずれかの年数を記入すること。
- (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数
 - (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数
 - (3) 辞退、廃止などにより在学期間中に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数
 - (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。
- ※在学期間が1か月~11か月の場合は、「1」と記入すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。

7. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合
卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。提出済みの在学期間は短縮となりますので「在学期間短縮届」(様式は57頁)を機構へ提出してください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※学校で証明を受けた後、日本学生支援機構に提出してください。
※楷書ではっきり記入してください。

データ種別				在 学 届		在学期間短縮の場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。	
1	3	1	6			<input type="checkbox"/> 在学期間短縮	
奨 学 生 番 号				フリガナ			
記 号				氏 名			
5	8	10	15	生年月日		19 年 月 日生	
CD				連絡先電話番号		- -	
姓 (カタカナ)				現在校の入学年月		現在校の卒業予定期	
17				西暦年 月		28 西暦年 月 在学年数	
↑ ここから記入				↑ 西暦の下2桁を記入		29 3 34	
借用終了時の学校名				借用終了年月・事由			
				年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止			
該当する場合のみ○で囲む				→ 留年・休学・在籍中の留学・通信教育・放送大学			
現在校の学籍(学生証)番号							
学校名				学 部			
大学				学科			
大学院				専攻科			
専修学校名				分野			
(TEL)				学科			
高等専門学校・高等学校名				(修業年限 年課程)			
上記のとおり在学している(いた)ことを証明します。				電話番号(担当者名)			
年 月 日				- - ()			
学校長名				学校番号			
大学長名 (関係部課長)				区分			
職印							
【連絡事項欄】 (在学期間短縮の場合は、退学等の学籍日を記入してください。)							

(注) 在学猶予が承認された後、退学・短縮卒業等の理由により、在学期間に変更が生じた場合は、届け出てください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

- 奨学金減額返還願
 奨学金返還期限猶予願

・「奨学金減額返還願」と「奨学金返還期限猶予願」のいずれかを選び、に \checkmark してください。
 ・に \checkmark がない場合、両方に \checkmark がある場合は、「奨学金減額返還願」として取り扱います。

日本学生支援機構理事長 殿

平成 年 月 日

いずれかの \checkmark に

<input type="checkbox"/> 全奨学生番号を希望 〔希望する奨学生番号はすべて記入してください。〕	奨学生番号	・	・	・	・
<input type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号のみ希望		・	・	・	・

フリガナ			
本人氏名	印	年 月 日生	
本人住所	〒		
電話番号 (自宅)	()	(携帯)	- -
勤務先名	電話番号	()	
外国居住の場合の国内連絡先住所	〒	連絡者氏名	連絡者電話番号 ()

【期間について】 希望の減額返還期間、猶予期間を記入してください。

奨学金 **減額返還** を希望する (願出の時点で延滞している場合には適用されません)
 希望減額返還期間 (西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月 まで (※2・4・6・8・10・12ヶ月間のいずれかとなるように記入。奇数には1か月加算します。)

奨学金返還期限 **猶予** を希望する
 希望猶予期間 (西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入)

【願出の事由】 に \checkmark し、所得証明書等、願出の事由に応じた証明書を添付してください。

傷病 生活保護受給中 入学準備中 失業中 経済困難 その他 ()

※所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「経済困難」又は「その他(新卒等)」のみです。左記以外の事由による願出は一般猶予と同じです。

申告 平成24年度以降に採用された所得連動返還型無利子奨学金(※1)による **猶予** を希望する場合は、どちらかに \checkmark してください。
 私は、所得税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(※2)となって いる いない

〔事情〕 返還困難な事情について、収入と支出の状況(金額、用途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。

〔今後の返還見通し〕 減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。

※特別な支出がある方は、②裏面の「特別な支出」についても必ず記入してください。

以下のことについて、ご了承ください。
 ※1 所得連動返還型無利子奨学金については、貸与を開始する際に渡した奨学生証にその旨記載されている奨学金となりますので、ご確認ください。
 ※2 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に定める控除対象配偶者、同項第34の2号に定める控除対象扶養親族及び第83条の2第1項各号に掲げる配偶者をいい、これらのいずれかに該当する方については、本機構が定める条件に該当する場合に限り、所得連動返還型無利子奨学金による猶予が適用されます。
 ※3 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、リレー口座の振替請求、払込取扱票発送、本人または連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
 ※4 審査の結果、承認する場合には、減額返還については適用期間とその返還明細を、返還期限猶予については適用期間を通知します。なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及びリレー口座名義人(減額返還で本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面 も確認してください。

※返還期限の猶予については、適用希望月の前々月末までに願出してください。
 ※減額返還については、適用希望月の前月末までに願出してください。

必ず証明書を添付してください。

特別な支出がある方は必ず記入してください。

- ※ 記載がない場合には、特別な支出は認められません。
 ※ 年間収入が300万円（給与所得者以外は200万円）を超える方は、ホームページに別途掲載の「控除計算表」も利用するなど、特に留意してください。

特別な支出 過去3か月に支出した金額（累計）を記入してください。

- ア 奨学生本人の加療期間6か月以上の傷病にかかる医療費 (円)
- イ 奨学生が扶養している親族の加療期間2週間以上の傷病にかかる医療費 (円)
- ウ 父、母への生活費補助 (円)
- エ 2親等以内の親族（配偶者、子を除く）への生活費補助 (円)
- オ (費)(円) ㊦ の支出が必要な理由 _____
- カ (費)(円) ㊧ の支出が必要な理由 _____
- キ (費)(円) ㊨ の支出が必要な理由 _____

追加の書類の提出を依頼する場合があります。
 審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

同意事項・注意事項 **減額返還を希望する方は、必ず確認してください。**

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、ご提出ください。

- 月賦以外の返還方法（年賦、半年賦、月賦・半年賦併用）で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。
 月賦の返還方法による割賦金は、承認通知でご確認ください。
- 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくこととなります。

〔注意事項〕

- ※減額返還は、割賦金の1/2の額を2倍の期間で返還するもので、返還予定総額が減額されるものではありません。
- ※願出の時点で延滞している場合には適用されません。
 （延滞を解消することにより願出が可能となります。）
- ※リレー口座加入者のみ利用可能です。未加入の方は、リレー口座手続きの終了後に、「預・貯金者控」（金融機関確認印があるもの）のコピーを同封してください。
- ※「個人情報情報の取扱に関する同意書」が提出されていることが必要です。
 未提出の方は、「個人情報情報の取扱に関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。
 3か月以上延滞した場合、個人情報情報機関に個人情報が登録されます。

減額返還願・返還期限猶予願

【提出前チェックシート】

減額返還・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願または猶予願と一緒に提出してください。

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

・すべての奨学生番号について減額返還または返還期限の猶予を願い出る場合

→1枚の願出用紙で願出可能です。チェックシートも1枚で結構です。

・ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出るなど異なる願出を行う場合

→減額返還及び返還期限の猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートも2枚ご提出ください。

奨学生番号：

氏 名：

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

減額返還・猶予 共通

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消せるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
---	---	----

【願出様式の表面】

2	「奨学金減額返還願」、「奨学金返還期限猶予願」のうち、いずれかのみ□に✓を入れましたか。 ※ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出る場合は、減額返還及び返還期限の猶予それぞれ、願出用紙の記入が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。※作成した年月日を記入してください。	はい
4	奨学生番号を記入し、全奨学生番号の審査を希望するか、記入した奨学生番号のみ審査を希望するか、選択しましたか。 ※全奨学生番号にチェックが入っていない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、すべての番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先に記入間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

7	希望減額返還期間を、希望する年月から1年（12ヶ月）以内で2・4・6・8・10・12ヶ月間のいずれかになるように記入していますか。 ※希望期間が奇数の場合は12ヶ月以内で1ヶ月加算されます。	はい
8	所得証明書が添付されていますか。 ※新卒（退学）・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なるので証明書一覧で確認してください。	はい
9	【8で年間収入300万円（所得200万円）を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減給無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付していますか。	はい

猶予 を希望する方のみ記入

7	希望猶予期間は、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入していますか。	はい
8	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 ※証明書一覧またはホームページで添付証明書を確認してください。	はい
9	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

②裏面 に続きます。

平成 24 年度以降に採用された所得連動返還型無利子奨学金による 猶予 を希望する方のみ記入

10	奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となって、 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない に✓を入れていますか。	はい
----	--	----

減額返還・猶予 共通

11	願出の事由を選択していますか。	はい
12	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
13	事情欄には現在返還が困難である事情を、収入支出の具体的な金額を用いて、詳しく記入してありますか。	はい
14	事情欄には今後の返還の見通しについて記入してありますか。	はい

【願出様式の裏面】

特別な支出がある方 のみ記入

15	医療費の支出がある方は、過去3ヶ月に支出した金額を④、⑤にわけて記入しましたか。	はい
16	父、母への生活費補助の支出がある方は、過去3ヶ月に支出した金額を⑥に記入しましたか。	はい
17	2親等以内の親族（配偶者、子を除く）への生活費補助の支出がある方は、過去3ヶ月に支出した金額を⑦に記入しましたか。	はい
18	特別な支出の申告欄にある項目を確認し、記入もれのないように申告しましたか。	はい

給与所得者で年間収入が 300 万円（自営業等の給与所得者以外は年間所得 200 万円）を超える方 のみ記入

19	年間収入が300万円（給与所得者以外は200万円）を超える方は、「年間収入が300万円（給与所得者以外は200万円）を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、300万円（200万円）以下となることを確認しましたか。	はい
----	--	----

減額返還 を希望する方のみ記入

20	「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していますか。未提出の場合、今回同封していますか。 ※複数の奨学生番号をお持ちの方は、奨学生番号ごとの提出が必要です。 ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受付できません。同意書はホームページなどで取得可能です。	はい
21	リレー口座に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合、延滞とならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行（郵便局）から送金し、払込受領証（受領印があるもの）のコピーと、リレー口座加入申込書の預・貯金者控え（金融機関確認印があるもの）のコピーを同封してください。	はい
22	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前にリレー口座振替等で解消して願出してください。	はい
23	同意事項・注意事項は、すべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- 記入漏れや記入不備、証明書不備等は返送されます。
- 返送となった場合は、改めて受け付けることになります。
- その間、リレー口座による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。

【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課

ホームページの掲載内容もご確認くださいなど、返送とならないように十分ご注意ください。

減額返還について URL <http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>返還期限の猶予について URL <http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

在学期間短縮届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、届出済みの在学期間を短縮しますのでお届けします。

奨学生番号

フリガナ

印

氏名



※ 本人が自署・押印してください。

生年月日 年 月 日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

e-mail アドレス

(在学期間短縮の内容)

在学猶予を受けている学校名

入学年月 年 月

当初の卒業予定年月 年 月

短縮後の卒業又は退学等年月 年 月

在学期間短縮の理由 早期卒業 ・ 退学

(該当を○で囲んで下さい。)

(注)「短縮後の卒業又は退学等年月」から6か月経過後に返還が開始となります。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

13.9

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金減額返還短縮願
奨学金返還期限猶予短縮願

年 月 日

日本学生支援機構 理事長 殿

現在、下記奨学金は減額返還もしくは返還期限猶予の承認期間中ですが、通常の割賦金額での返還再開をお願いします。

記

奨学生番号（短縮希望の奨学生番号をすべて記入）

通常返還の開始年月

年 月より返還開始

※減額返還については、原則、偶数回数分の返還が終了した翌月から変更となります。

奨学生氏名

印

住所（〒 - ）

自宅電話番号

携帯電話番号

※ 通常返還再開期日の前月末日までに提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

機構からの情報提供について

機構のホームページとモバイルサイトから、随時情報提供をしています。ぜひご活用ください。

1. スカラネット・パーソナル

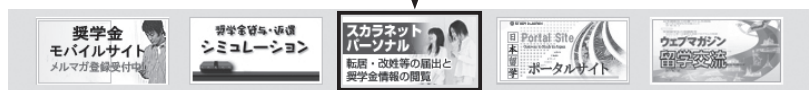
スカラネット・パーソナル（以下「スカラネット P S」と呼ぶ）とは、奨学金の貸与を受けている方や奨学金を返還している方が現在の自分自身の貸与金額や返還総額等に関する奨学金情報をインターネットを通して閲覧したり、転居等届をリアルタイムに提出したり、奨学金返還期限猶予願等の願出用紙を作成・印刷することができる機構の情報システム名です。

(1) スカラネット P S にアクセスするには

以下の①または②のいずれかの方法によりアクセスできます。

- ① 機構のホームページのトップページ画面下にある**バナー**をクリックする。

<http://www.jasso.go.jp/>



- ② スカラネット P S のアドレスを直入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



(2) スカラネット P S に登録するには

奨学金振込口座またはリレー口座番号が必要です。

- ① 貸与中……奨学金振込口座番号
- ② 返還中……リレー口座番号

(3) スカラネット P S を活用すると

- ① あなた自身の奨学金情報を閲覧・確認することができます。
 - ・貸与中の方は奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、金融機関名等
 - ・返還中の方は奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、金融機関名、名義人氏名等
- ② 転居・改姓・勤務先（変更）届（返還者本人に限る）の提出ができます。
- ③ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

(4) 平成25年度末までに実施予定の申込・届出

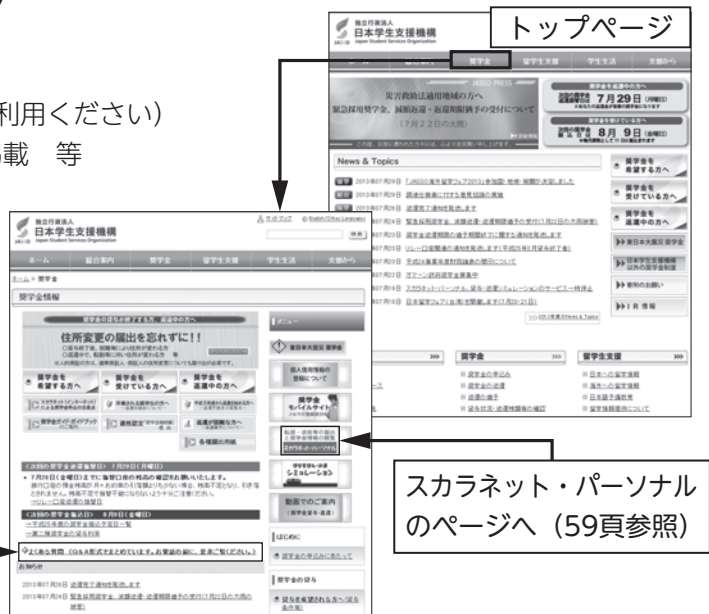
- ① 一部・全額繰上返還申込
返還者及び平成26年3月末貸与終了予定者にも対応可能なシステム開発を予定しています。
- ② 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の方の転居・改姓・勤務先（変更）届出
届出は本人が連帯保証人や保証人等に確認し提出することになります。

2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

トップページ・「奨学金」関係のページにおいて、随時様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

- アドレス <http://www.jasso.go.jp/>
- 主な情報内容
 - ・リレー口座振替日
 - ・各種願出用紙（ダウンロードしてご利用ください）
 - ・「返還を始める皆さんへ」の動画の掲載 等

よくある質問
（電話等の前に確認を！）



3. 日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイト

モバイルサイトからも、リレー口座振替日、奨学金の制度のことなどの情報を手軽に閲覧することができます。メールマガジンも配信していますので、便利でタイムリーな奨学金の情報を得ることができます。奨学生はもちろん、奨学金に関心のある方はすべて登録できます。

- モバイルサイトアドレス <http://daigaku.jc.jp/jasso/>
- QRコードを認識できる携帯電話を持っている場合は、右のQRコードからアクセスできます。



寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰をはじめ、次代の社会を担う学生を支援するために活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- ◆ 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

<http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/index.html>
政策企画部 広報課 寄附金担当

お問い合わせ先について

わからないこと、知りたいことがあれば、まず機構のホームページをご覧ください(60頁参照)。

制度や様式の改正、手続きの説明、よくある質問(Q&A)について掲載しています。各種届出用紙もダウンロードできます。

⇒ <http://www.jasso.go.jp/>

電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)
8:30 ~ 20:00 月曜~金曜(土日祝日・年末年始を除く)

※返還誓約書についてのご質問(保証人に関する照会等)は在学する学校へお問い合わせください。

※PHS、一部携帯電話、IP電話、一部アナログ回線電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。

※お問い合わせの際には、奨学生番号をお伝えください。

※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただいております。

※機関保証制度の加入者は本人からお問い合わせください(本人以外からのお問い合わせにはお答えできない場合があります)。

	こんなことが起きたら	必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届→3頁, 様式45頁	スカラネット・パーソナルによる届出 機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	電話番号(自宅, 携帯等)が変わりました	転居届→3頁, 様式45頁	
	氏名(姓)が変わりました	改氏名届→3頁, 様式45頁	
	就職しました/勤務先が変わりました	勤務先(変更)届→3頁, 様式45頁	
連帯保証人	連帯保証人, 保証人の住所, 電話番号が変わりました	転居届→3頁, 様式45頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	連帯保証人, 保証人の氏名(姓)が変わりました	改氏名届→3頁, 様式45頁	
	連帯保証人, 保証人を変更したい	連帯保証人変更届→4頁, 様式46頁 保証人変更届→4頁, 様式47頁	届, 必要書類を添えて機構に郵便で提出
本人以外の連絡先	「本人以外の連絡先」の氏名(姓), 住所, 電話番号が変わりました	転居届→3頁, 様式45頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保証)変更届→4頁, 様式48頁	届を機構に郵便で提出
返還手続	返還が滞りそうです(病気, 災害, 経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願→8頁, 様式53・54頁	願に必要な書類を添えて機構に郵便で申請
	繰上返還したい	繰上返還申込書→4頁, 様式49頁	機構に郵便, FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届出もできます
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→5頁, 様式50頁	機構に郵便で提出
	リレー口座を変更したい	リレー口座加入申込書の請求→3頁	用紙を機構のホームページから請求して入手後, 金融機関の窓口にて手続
	進学(留年)しました	在学届→7頁, 様式52頁	在学している学校へ提出
返還明細	自分の返還残額を知りたい	スカラネット・パーソナルで確認またはナビダイヤルに電話, あるいは振替案内(原則として年1回送付)を見る	
	次回の返還期日を知りたい	モバイルサイトメールマガジンに登録または機構のホームページ, あるいはポケットカレンダーを見る	

◆ スカラネット・パーソナルについては59頁を参照してください。

◆ 詳しい提出先は43頁をご覧ください。